資料１－２
令和３年11月12日
第４回男女共同参画推進会議・
女性活躍推進協議会

SDGs 未来都市としま

豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

第５次としま男女共同参画推進プラン（案）

第５次豊島区男女共同参画推進行動計画
第３次豊島区配偶者等暴力防止基本計画
第２次豊島区女性活躍推進計画

豊島区男女共同参画都市宣言

副都心の「にぎわい」と豊かな歴史の中で、
　　多くの芸術、文化をはぐくんできたまち。

性別や世代、国籍の違いを越え、
　　多様な人々が暮らし、働き、集うまち。

わたしたちは、お互いの人権を尊重し、
　　活力と輝きに満ちた豊島区の実現をめざし、
　　ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

女(ひと)と男(ひと)　一人ひとりがその人らしく

性別などの違いにかかわりなく、お互いの個性を尊重し合い
自分らしく生きたいという気持ちを大切にしていこう。

分かち合い　助け合い

家庭、職場、地域それぞれの場で出あう喜びや困難は、分かち合い、
お互いに助け合おう。

ともに暮らしたい　豊島のまちで

誰もが健康で安心して暮らしていける、そんな願いが実現できる
豊島区をみんなでつくっていこう。

豊島区民として　地球市民として

男女共同参画、平和、地球環境の大切さを、豊島区から世界に向けて
発信していこう。

平成 14 年２月 15 日

豊　島　区

区長あいさつ

目　　次

第１章　プランの策定にあたって 1
１　プランの背景 2
（１）策定の目的 2
（２）ＳＤＧｓの達成に向けて 3
（３）国の動向 6
（４）東京都の動向 8
（５）豊島区の取組み 9
２　プランの性格 10
３　プランの期間 11
４　条例の基本理念と目指すまちの姿 12
（１）条例の改正と将来像 12
（２）豊島区の目指すまちの姿（プランの目標） 12
５　豊島区配偶者等暴力防止基本計画 14
（１）策定の目的 14
（２）計画の位置付け 14
６　豊島区女性活躍推進計画 15
（１）策定の目的 15
（２）計画の位置付け 15
７　プランの体系図（目標と施策の方向、施策） 16

第２章　プランの内容 **19**
目標１　すべての人が人権を尊重し、安心して暮らせるまち 20
施策の方向１　ＤＶの根絶と支援体制の充実 20
施策の方向２　性と生に関する健康支援 30
施策の方向３　多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備 35
目標２　あらゆる分野で女性が輝けるまち 40
施策の方向４　働く場における男女平等の推進 40
施策の方向５　家庭生活と仕事の両立支援 45
施策の方向６　政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 50
目標３　すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち 54
施策の方向７　学習・啓発による男女共同参画意識の向上 54
施策の方向８　地域活動における男女共同参画の推進 58
プランの積極的な推進 62
第３章　プランの推進 **65**
１　プランの推進体制 66
２　プランの評価・進捗管理 67
参考資料 **69**
１　用語解説 70
８　男女共同参画のあゆみ年表 76

第1章

プランの策定にあたって

1 プランの背景

（1）策定の目的

豊島区は、平成 15 年（2003 年）に「豊島区男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。そして、平成 31 年（2019 年）４月には同条例を改正し、多様な性自認・性的指向の人々が抱える困難を「性別に起因する人権課題」と捉え、同条例の中に位置づけるとともに、豊島区パートナーシップ制度を規定しました。

また、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、女性は貧困等生活上の困難に陥りやすいことや暴力にさらされやすいことが指摘されています。女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、配偶者等による暴力（「ドメスティック・バイオレンス」以下「ＤＶ」という。）は深刻な社会問題となっています。

そのため、貧困や暴力、偏見による差別等を根絶し、すべての人の人権と多様性が尊重され、安心して暮らせる地域社会を実現することが求められています。

人生 100 年時代の到来が言われる現代において、持続可能な働き方を実践することは自己実現につながり、生涯にわたって豊かな人生をもたらすと考えられるため、誰もが希望に応じた働き方や生き方を選択できることが求められます。そのため、区民、事業者に対してワーク・ライフ・バランスの意識のさらなる向上を図るとともに、男女共に育児・介護休業を取得しやすい環境やハラスメントの防止など、働く場における男女平等を推進することが重要です。

また、労働分野に限らず、あらゆる場面で人口の約半分を占める女性の視点が生かされることは、多様性が確保された、誰にとっても暮らしやすい社会の実現につながります。政治や経済、学術、地域活動などの様々な場における方針決定過程への女性の参画を、さらに推進していく必要があります。

５年ごとに実施している「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（以下、「区民意識調査」という）の令和２年度（2020 年度）の結果では、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に否定的な区民の割合が、前回調査から大幅に増加しました。しかし、「今の社会が男女平等になっている」と考えている区民の割合は、平成 23 年度（2011 年度）に実施した調査から減少の一途をたどっています。このことから、性別役割分担意識の変化はあるものの、必ずしも実態が伴っていないことが伺えます。政治の場や家庭の中、社会通念・慣習など、社会の様々な場面で未だ男性の方が優遇されていると感じている人が多い状況にあるため、あらゆる場面、すべてのライフステージで男女共同参画について学び、行動につなげることが必要です。

このような背景の下、区民の男女共同参画意識のさらなる向上やＤＶの根絶、女性の活躍

に向けて取り組むべき施策・事業を総合的かつ体系的に推進するために、「第５次としま男女共同参画推進プラン」すなわち「第５次豊島区男女共同参画推進行動計画」、「第３次豊島区配偶者等暴力防止基本計画」及び「第２次豊島区女性活躍推進計画」を策定しました。

（２）ＳＤＧｓの達成に向けて

ＳＤＧｓの概要

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）は、2015 年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。普遍性、包摂性、参画型、統合性、透明性の５つを特徴としています。

ＳＤＧｓにおける男女平等・男女共同参画

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、前文において 17 の目標と 169 のターゲットは、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す。」としています。

また、17 の目標のうち、目標５では「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」として、差別の撤廃や暴力の排除、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスの確保、実現技術の活用の強化など、９つのターゲットが示されています。

目標５．ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

５．１　あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。

５．２　人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。

５．３　未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。

５．４　公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。

５．５　政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

５．６　国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。

５．ａ　女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。

５．ｂ　女性の能力強化促進のため、ＩＣＴをはじめとする実現技術の活用を強化する。

５．ｃ　ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

豊島区の「ＳＤＧｓ未来都市」及び「自治体ＳＤＧｓモデル事業」への選定

豊島区は令和２年（2020 年）７月に、内閣府よりＳＤＧｓへの優れた取組みを行う自治体として「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されました。「ＳＤＧｓ未来都市」はＳＤＧｓの理念に沿った取組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を選定するものです。豊島区では、区が強みとする「公と民の連携“オールとしま”」や「国際交流・まちづくり事業など東アジア文化都市のレガシー」をフル活用し、「“まち全体が舞台の誰もが主役になれる”国際アート・カルチャー都市」を実現していきます。

また、その中で特に先導的な取組みとして、「国際アート・カルチャー都市実現戦略推進事業」は「自治体ＳＤＧｓモデル事業」にも選定されました。同事業では、経済・社会・環境の三側面における課題の解決に向けて事業を実施するとともに、三側面をつなぐ統合的取組みとして、「公民連携による都市空間活用プロジェクト」を推進しています。

「としまＳＤＧｓ都市宣言」の制定

豊島区は令和２年（2020 年）10 月に、ＳＤＧｓの理念等を踏まえた持続可能なまちづくりを公民連携により推進するため、「としまＳＤＧｓ都市宣言」を制定しました。同宣言では、ＳＤＧｓの実現に向けて、経済・社会・環境の好循環が生まれる持続可能なまちづくりを推進することに加え、ＳＤＧｓの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、行動することを宣言しています。

ＳＤＧｓと本プランの関係

豊島区は「ＳＤＧｓ未来都市」と「自治体ＳＤＧｓモデル事業」に選定されており、さらに「としまＳＤＧｓ都市宣言」を制定しているなど、ＳＤＧｓの達成に向けた取組みに力を入れています。そのため、「豊島区基本計画（後期）」では、すべての施策に「ＳＤＧｓの推進」の視点を入れており、本プランにおいても、ＳＤＧｓの理念である「誰一人取り残さない」社会を実現することを目指して策定しました。

本プランで掲げる将来像の「すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち～ジェンダー平等の実現を目指して～」を実現することは、男女共同参画に特に関係の深いＳＤＧｓの目標である「５　ジェンダー平等を実現しよう」の達成につながるだけでなく、ＳＤＧｓすべての目標にも寄与するものです。

そのため、本プランを推進することは、ＳＤＧｓの達成につながっていくとの認識の下、着実に取組みを推進していきます。

（３）国の動向

改正育児・介護休業法の施行

平成 29 年（2017 年）１月１日及び 10 月１日に、改正育児・介護休業法が施行されました。この改正では、介護休業の分割取得や有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和、育児休業取得期間の延長、育児目的休暇制度の努力義務創設などが定められています。

また、令和元年（2019 年）12 月には、改正育児・介護休業法施行規則及び改正指針が施行され、令和３年（2021 年）１月１日より、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行

平成 30 年（2018 年）５月、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的に、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が施行されました。令和３年（2021 年）６月には、政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れていることや、男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要であることを背景に改正が行われました。政党その他の政治団体の取組みの促進、国・地方公共団体の施策の強化、関係機関の明示、国・地方公共団体の責務等の強化などが示されています。

配偶者暴力防止法の一部改正

配偶者暴力防止法の一部改正を含む児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が令和元年（2019 年）６月に成立しました。この改正によって、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるＤＶの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明文化されました。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

職場におけるハラスメント防止対策の強化

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止措置が義務付けられています。また、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が改正され、令和２年（2020 年）６月１日より、職場におけるハラスメント対策が強化されました。パワー・ハラスメントについては、「①優越的な関係を背景とした、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、③就業環境を害すること」と定義し、パワー・ハラスメント防止のために、事業主に対して相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを義務付けています。

また、性的指向・性自認に関する言動や望まぬ暴露である、いわゆる「アウティング」は、上記の定義の３つの要素を満たす場合に、職場におけるパワー・ハラスメントに該当します。さらに、セクシュアル・ハラスメントについては、国、事業主及び労働者の責務の明確化や事業主に相談した労働者に対する不利益扱いの禁止などが定められています。

第５次男女共同参画基本計画の策定

令和２年（2020 年）12 月に「第５次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。本計画では、目指すべき社会として以下の４つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成を促進していくとしています。

【目指すべき社会】

1　男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会

2　男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

3　仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会

4　あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、ＳＤＧｓで掲げられている包括的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

（4）東京都の動向

東京都男女平等参画推進総合計画の策定

平成 29 年（2017 年）３月に、「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されました。同計画は、「東京都女性活躍推進計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成し、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画として策定されました。また、同計画では、ポジティブ・アクションの促進やワーク・ライフ・バランスの実現、働く場にとどまらない活動機会の拡大、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組みを中心に進めていくとしています。なお、同計画は令和３年度末までに改定する予定となっています。

東京都子供への虐待の防止等に関する条例の施行

平成 31 年（2019 年）４月、「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」が施行されました。同条例は、社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、その防止に関する取組みを推進し、虐待から子どもを断固として守ることを目指しています。

東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定

令和元年（2019 年）12 月に性自認及び性的指向に関する基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにした、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。同計画では、性自認及び性的指向を理由とする不等な差別の解消及び啓発、教育等を推進するため、「声を上げられない当事者に寄り添い、多様な性のあり方を尊重し合う風土を醸成し、オール東京で誰もが輝ける社会を実現する」という基本方針の下、必要な取組みを推進していくとしています。

コラム

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

1892 年の近代オリンピック第 1 回大会の出場選手は男子のみでした。1900 年パリ大会で初めて女子選手の参加が実現しましたが、全選手 997 人の内、わずか 22 人でした。それから 1 世紀以上が経った 2014 年、ＩＯＣが採択した「オリンピックアジェンダ 2020」において「男女平等を推進する」と示され、2021 年の東京大会では約半数が女子選手となり、その数は史上最高でした。

さらに、「多様性と調和」を掲げた東京オリンピック憲章では人種や肌の色、性別、性的指向、障害をはじめとしたあらゆる差別に反対しています。カミングアウトした多様な性自認・性的指向の選手数も史上最多となりました。

（５）豊島区の取組み

区ではこれまで、以下のような取組みを行ってきました。

年	動き	内容
昭和 63 年 （1988 年）	「男女共同社会をめざして～としま 150 プラン～豊島区婦人行動計画」策定	豊島区婦人行動計画策定委員会設置
平成４年 （1992 年）	豊島区立男女平等推進センター開設	豊島区男女平等推進センター運営委員会設置 講演・講座、総合相談などの事業を実施
平成 13 年 （2001 年）	「第２次としま男女共同参画推進プラン」策定	豊島区男女共同参画推進会議設置
平成 14 年 （2002 年）	「豊島区男女共同参画都市宣言」採択	区民一人ひとりの人権が性別などの違いにかかわりなく尊重され、その人らしく暮らしていけるまちの実現をめざすことを宣言
平成 15 年 （2003 年）	「豊島区男女共同参画推進条例」制定	男女共同参画社会の実現を目指し、６つの基本理念を規定
平成 24 年 （2012 年）	「第３次としま男女共同参画推進プラン」策定	プランの一部を「豊島区配偶者等暴力防止基本計画」として位置付け、「性的少数者の人々への理解の促進」を事業として掲示
平成 25 年 （2013 年）	「虐待と暴力のないまちづくり宣言」採択 豊島区配偶者暴力相談支援センター設置	家庭内や親密な間柄で起きる虐待や暴力のないまちを目指した、全国初の都市宣言 配偶者等暴力防止施策の充実を目指し、設置
平成 28 年 （2016 年）	「第４次としま男女共同参画推進プラン」策定	プランの一部を「豊島区女性活躍推進計画」として位置付け
平成 30 年 （2018 年）	「審議会における女性委員の比率向上計画」策定	令和３年度（2021 年度）末までに女性委員比率 40％以上を目標とした計画を策定
平成 31 年 （2019 年）	「豊島区男女共同参画推進条例」改正	パートナーシップ制度を位置付け 「性と生殖に関する健康と権利の尊重」、「性自認又は性的指向の尊重」を加え、８つの基本理念を規定
令和２年 （2020 年）	「ＳＤＧｓ未来都市」・「自治体ＳＤＧｓモデル事業」に選定	東京の自治体で初めてダブル選定され、2030 年までに達成すべき様々な課題に向けて取組みを推進

2 プランの性格

本プランは、豊島区男女共同参画推進条例第 10 条に基づき策定する「豊島区男女共同参画推進行動計画」であり、国の男女共同参画社会基本法第９条ならびに第 14 条に規定する市町村男女共同参画計画として位置付けます。

また、本プランの目標１の施策の方向（１）「ＤＶの根絶と支援体制の充実」は、「豊島区配偶者等暴力防止基本計画」として、また、本プランの目標２「あらゆる分野で女性が輝けるまち」は、「豊島区女性活躍推進計画」として位置付けます。

本プランは「豊島区基本計画」の分野別計画であり、豊島区における男女共同参画の推進にかかる理念や基本的な方向を明らかにしており、区民、事業者、区が協働して男女共同参画社会の実現を目指す指針としての役割を担うものです。施策の推進にあたっては、その他の区の分野別計画との整合性を図っています。

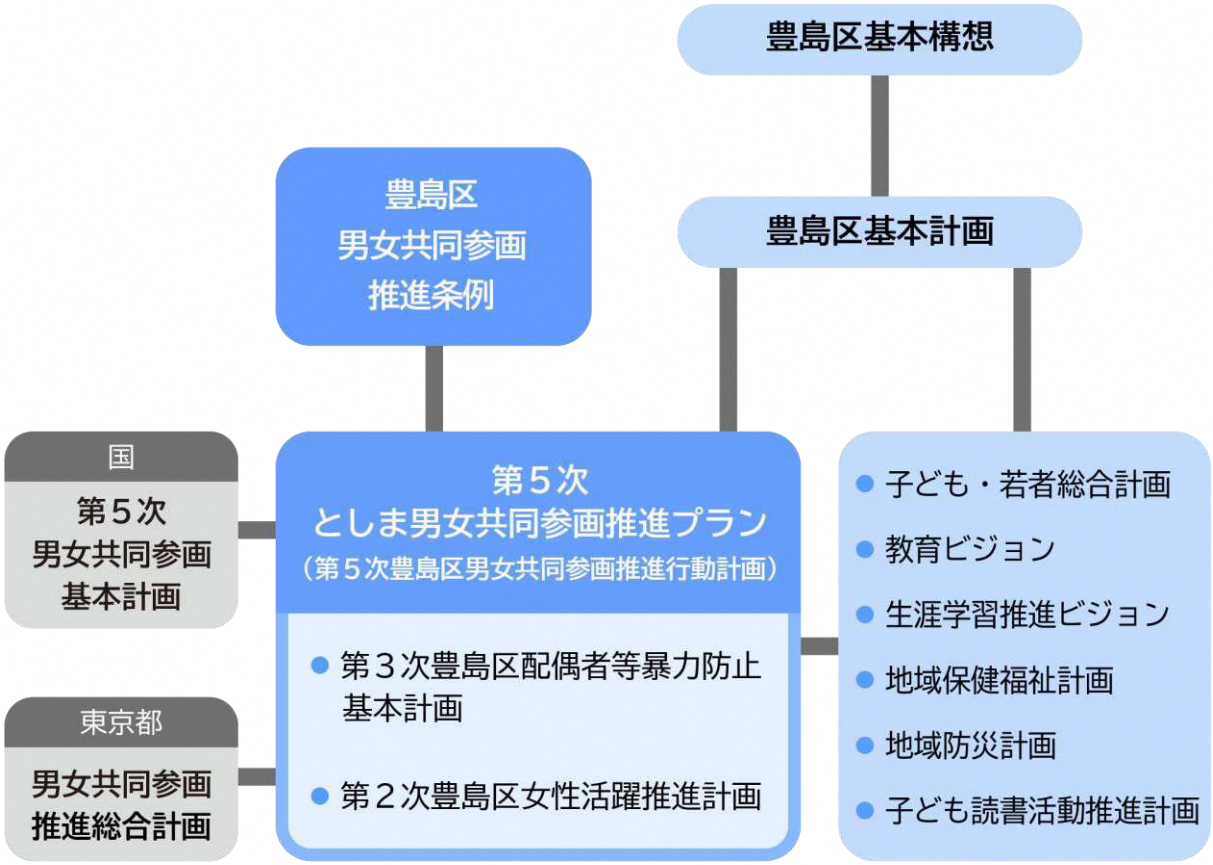

3 プランの期間

本プランの期間は、令和４年度（2022 年度）から令和８年度（2026 年度）までの５年間です。なお、本プランに包含される第３次豊島区配偶者暴力等防止基本計画及び第２次豊島区女性活躍推進計画も令和４年度（2022 年度）から令和８年度（2026 年度）までの５年間を計画期間としています。

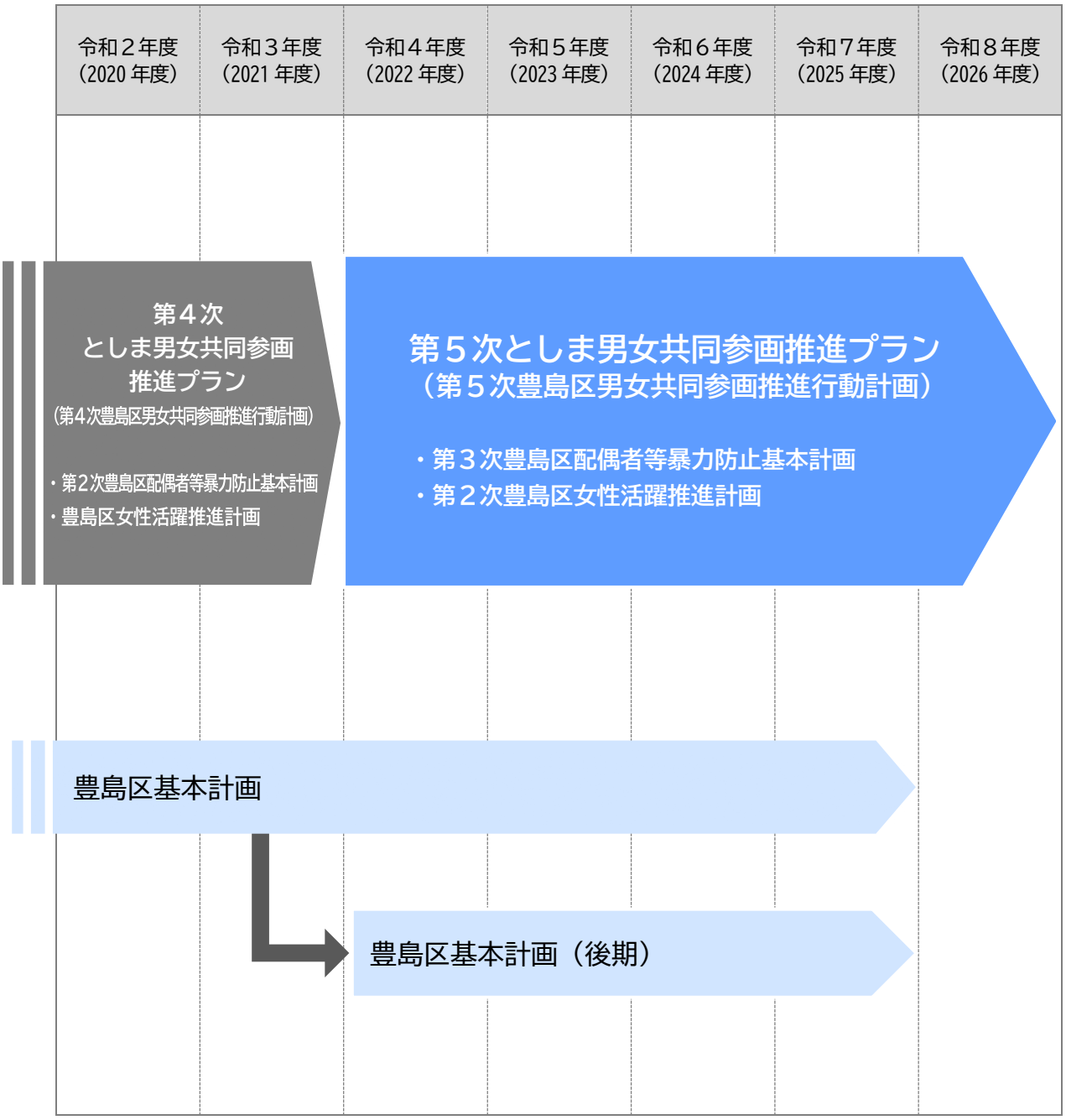

4 条例の基本理念と目指すまちの姿

（1）条例の改正と将来像

豊島区では、平成 15 年（2003 年）に「豊島区男女共同参画推進条例」を制定しました。同条例においては、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる場において、性別等に起因する人権侵害を受けることなく、１人ひとりがその人らしく、分かち合い助け合い、ともに暮らす「男女共同参画社会の実現」を目的として、基本理念並びに豊島区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。平成 31 年（2019 年）には、多様な性自認・性的指向の人々が抱える課題を「性別に起因する人権課題」と捉え、パートナーシップ制度に関する規定を追加するとともに、現在の社会状況に対応するため、同条例を改正しました。この改正に伴い、条例の基本理念に新たに、「性と生殖に関する健康と権利の尊重」、「性自認又は性的指向の尊重」の２つの項目を加えています。

本条例に基づく様々な施策を通し、本プランの将来像である『すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち』を目指します。

（2）豊島区の目指すまちの姿（プランの目標）

「豊島区男女共同参画推進条例」の基本理念に基づく豊島区の将来像は、「すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち」です。その将来像を実現するために、3 つの目標を定めました。

1．すべての人が人権を尊重し、安心して暮らせるまち

すべての人が性別等に起因する暴力や差別、偏見などの人権侵害や貧困などの生活上の困難を抱えることなく、安心して健康的な生活を送ることができるまちを目指します。

2．あらゆる分野で女性が輝けるまち

働く場における男女平等を目指すことで、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、政策や方針決定過程において女性が個性と力を発揮できることで、男女が対等に輝くまちを目指します。

3．すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち

すべてのライフステージにおいて、男女平等や男女共同参画意識の形成や行動変容のきっかけとなる学びを通して、家庭、地域、職場などあらゆる場に男女共同参画の視点をもって参加することができるまちを目指します。

豊島区男女共同参画推進条例

条例の目的　豊島区の男女共同参画社会の実現

- Ⅰ すべての人の自立と人権の尊重
- Ⅱ 社会活動における選択の自由
- Ⅲ 決定過程への参画促進
- Ⅳ 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- Ⅴ 家庭生活と社会生活の両立
- Ⅵ 外国籍等住民に対する基本理念の実現
- Ⅶ 性自認及び性的指向の尊重
- Ⅷ 幼児教育、学校教育及び生涯学習の取組み

第５次としま男女共同参画推進プラン

【プランの将来像】

すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち

～ジェンダー平等の実現を目指して～

目標１　すべての人が人権を尊重し、安心して暮らせるまち

目標２　あらゆる分野で女性が輝けるまち

目標３　すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち

5 豊島区配偶者等暴力防止基本計画

（１）策定の目的

豊島区では、平成 15 年（2003 年）に「豊島区男女共同参画推進条例」を制定し、性別に起因する差別的取扱いなどの人権侵害を行ってはならないと規定しました。そして、平成 24 年（2012 年）には、第３次男女共同参画推進プランの重点課題１「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を「豊島区配偶者等暴力防止基本計画」に位置付け、国や東京都の動きと合わせながらＤＶ被害防止の取組みを推進してきました。さらに、平成 25 年（2013 年）には、全国初の「虐待と暴力のないまちづくり宣言」を行いました。しかし、配偶者等による暴力は増加しており、配偶者間等の暴力に対する理解は十分に広がったとはいえない状況です。また、近年の法改正の趣旨などを踏まえ、ＤＶの防止と被害者の保護とともに、次世代への暴力の連鎖のリスクを食い止めるためにも児童相談所との連携など児童虐待防止対策を推進することも期待されます。

このような背景の下、区民・団体・事業者等が一体となってＤＶの根絶に向けた、さらなる取組みを推進するため、第５次男女共同参画推進プランと一体となった「第３次豊島区配偶者等暴力防止基本計画」を策定しました。

（２）計画の位置付け

第５次男女共同参画推進プランでは、男女共同参画の実現を図るとともに、人権尊重のまちづくりを目指すためにも配偶者等へのあらゆる暴力を根絶することを目指し、目標Ｉの施策の方向（１）「ＤＶの根絶と支援体制の充実」を「第３次豊島区配偶者等暴力防止基本計画」と位置付けます。

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という）」（平成 13 年（2001 年）施行）第２条の３第３項に基づく、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に相当するものであり、策定にあたっては「東京都配偶者暴力対策基本計画」など上位関連計画との整合を図っています。

6 豊島区女性活躍推進計画

（１）策定の目的

近年、女性の就業率が増加する中、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することを目的に、平成 27 年（2015 年）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。

そのため、豊島区では平成 29 年（2017 年）に「女性活躍推進計画」を策定し、ワーク・ライフ・バランスの推進、子育てや介護支援施策の充実、管理監督者への女性の積極的な登用に力を入れてきました。しかし、区民意識調査によると「育児・介護休業制度を取得しやすい」と思う人の割合はおよそ６割となっており、未だ十分とは言えない状態です。

このような現状の下、区における女性の活躍推進とあらゆる分野の政策・方針決定過程への参画を図るため、第５次男女共同参画推進プランと一体となった「第２次豊島区女性活躍推進計画」を策定しました。

（２）計画の位置付け

第５次男女共同参画推進プランでは、男女共同参画の実現を図るとともに、女性の職業生活における活躍の一層の推進を目指し、目標２「あらゆる分野で女性が輝けるまち」を「第２次豊島区女性活躍推進計画」と位置付けます。

本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第６条の２に基づく、「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」に相当するものであり、策定にあたっては「東京都女性活躍推進計画」など上位関連計画との整合を図っています。

7 プランの体系図（目標と施策の方向、施策）

将来像	目標	施策の方向	
すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち ～ジェンダー平等の実現を目指して～	1 すべての人が人権を尊重し、安心して暮らせるまち	豊島区配偶者等暴力防止基本計画	
		（1） ＤＶの根絶と支援体制の充実	
		（2） 性と生に関する健康支援	
		（3） 多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備	
	豊島区女性活躍推進計画		
	2 あらゆる分野で女性が輝けるまち	（4） 働く場における男女平等の推進	
		（5） 家庭生活と仕事の両立の支援	
		（6） 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	
	3 すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち	（7） 学習・啓発による男女共同参画意識の向上	
		（8） 地域活動における男女共同参画の推進	
	プランの積極的な推進		

施策

1 区民及び職務関係者に対する啓発の促進
2 早期相談・早期発見体制の充実
3 被害者保護体制の充実・整備
4 配偶者等暴力防止施策の充実
5 被害者の自立支援

6 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発と支援
7 生涯を通じた健康づくりの推進

8 メディア・リテラシーの向上
9 性の商品化・売買春のないまちづくりの推進
10 生活上の様々な困難を抱える人々への対応
11 多様な性自認・性的指向に対する理解促進

12 雇用機会の拡大、就職及び再就職への支援
13 雇用の場における男女平等の推進

14 ワーク・ライフ・バランスの推進
15 子育て支援の充実
16 育児と仕事を両立させるための環境整備の推進
17 介護を支える環境整備の推進

18 政策・方針決定の場への女性の積極的な登用
19 管理・監督者への女性の積極的な登用と職域の拡大

20 学校における男女平等教育・学習の推進
21 家庭・地域・職場における男女平等意識の普及・啓発

22 地域生活・地域活動における男女共同参画の推進
23 自主的な活動への支援とネットワーク化の推進

24 エポック１０機能の充実
25 男女共同参画についての行政職員・教職員の意識形成の促進

第2章

プランの内容

一部の指標の数値については、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた可能性があります。

目標1　すべての人が人権を尊重し、安心して暮らせるまち

施策の方向（1）　ＤＶの根絶と支援体制の充実

現状と課題

ＳＤＧｓでは、すべての人々の人権を尊重し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目標として掲げ、女性へのあらゆる暴力の排除に国際社会が一致して取り組んでいます。しかしながら、女性に対する暴力のうち、配偶者や恋人など親しい関係にある者からの暴力についても重大な人権侵害であり、犯罪であるという認識が必ずしも社会的に共有されていない現状があります。

区民意識調査では、「配偶者間の暴力行為について、それが暴力にあたると思うか」の意識を聞いたところ、男性はすべての行為について「暴力の場合も、そうでない場合もあると思う」と回答した割合が女性より高く、理由があれば暴力でないと認識している傾向があります。また、性別役割分担意識の高い人も暴力行為に気づきにくい状態にあることがわかりました。

警察庁資料によると、配偶者等からの暴力事案は増加傾向が続いています。家庭内で起きることから潜在化しやすく、しかも、加害者に罪の意識が薄い傾向にあることから、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化・長期化しやすいという特性があります。暴力の被害者は女性である場合が多く、身体的暴力のみならず、精神的暴力・経済的暴力・性的暴力も、被害者の心理、行動に深刻な影響を与えることが明らかになっており、女性の自信や自尊感情を失わせ、外部に助けを求められなくなるなど、その後の生きづらさや貧困に陥る要因になることが指摘されています。

さらに、子どもの前でのＤＶは児童虐待にあたり、ＤＶが起きている家庭では、子どもに対する虐待も同時に行われている場合があります。虐待を受けた経験のある者は親となって加害を行うリスクもあり、暴力は次世代への連鎖のリスクがあるということが、十分に理解されていない状態です。

このような状況に対し豊島区では、「虐待と暴力のないまちづくり宣言」（2013 年）を行い、配偶者暴力相談支援センターを設置するなど様々な取組みを進め、一定の効果は見られるものの、女性に対する暴力の根絶が十分に進んだとはいえません。

このような中、令和２年（2020 年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大では、配偶者及びパートナーへの暴力や性暴力の急増等、ジェンダーの課題があらためて浮き彫りに

なりました。

被害者の安全確保や生活再建支援は身近な自治体である区の責務です。そして何より、このような状況を変革し暴力を根絶していくためには、「どのような理由があっても暴力はいけない」という、暴力を容認しない社会風土を醸成するための取組みを、区民・団体・事業者等が一体となって強力に推進していく必要があります。

◇配偶者からの暴力事案相談等件数（全国）

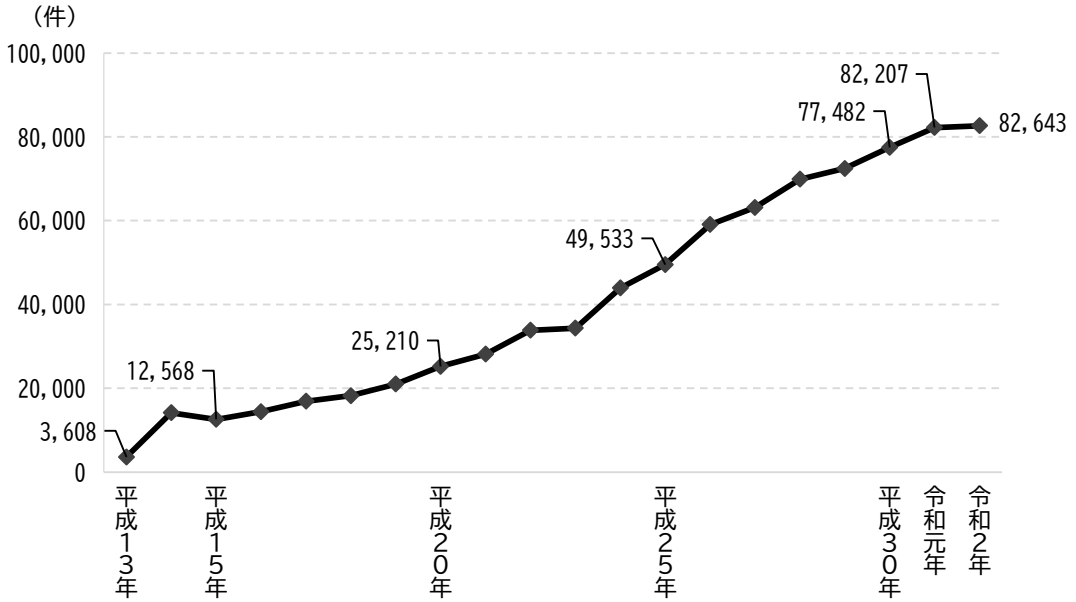

資料：警察庁「令和２年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」（令和３年）より

◇夫から妻への犯罪の検挙件数推移（全国）

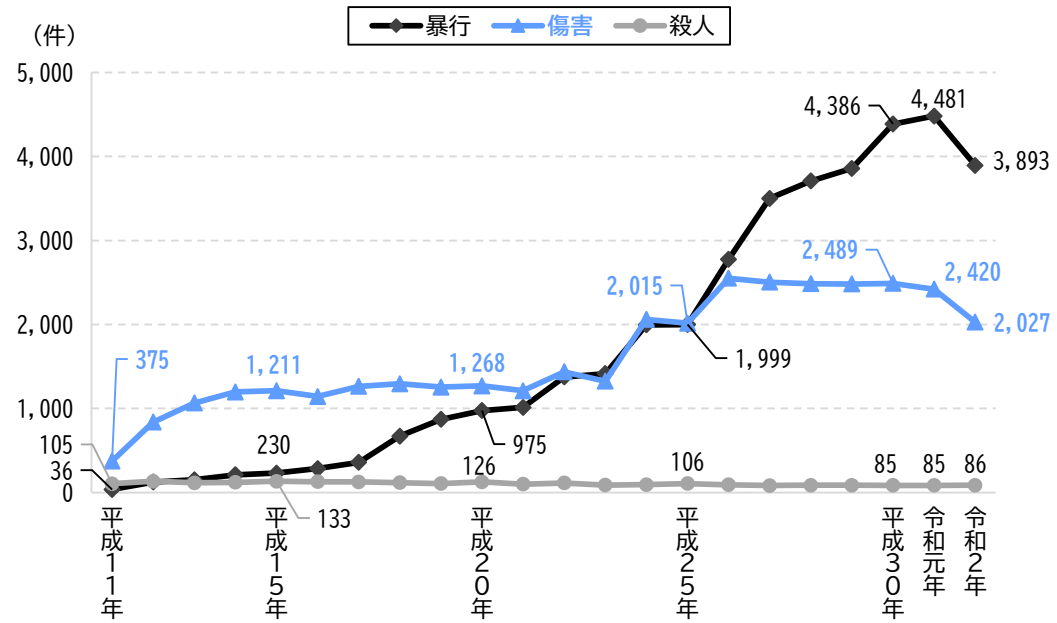

資料：警察庁「令和２年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」（令和３年）より

◇男女別の暴力に対する認識

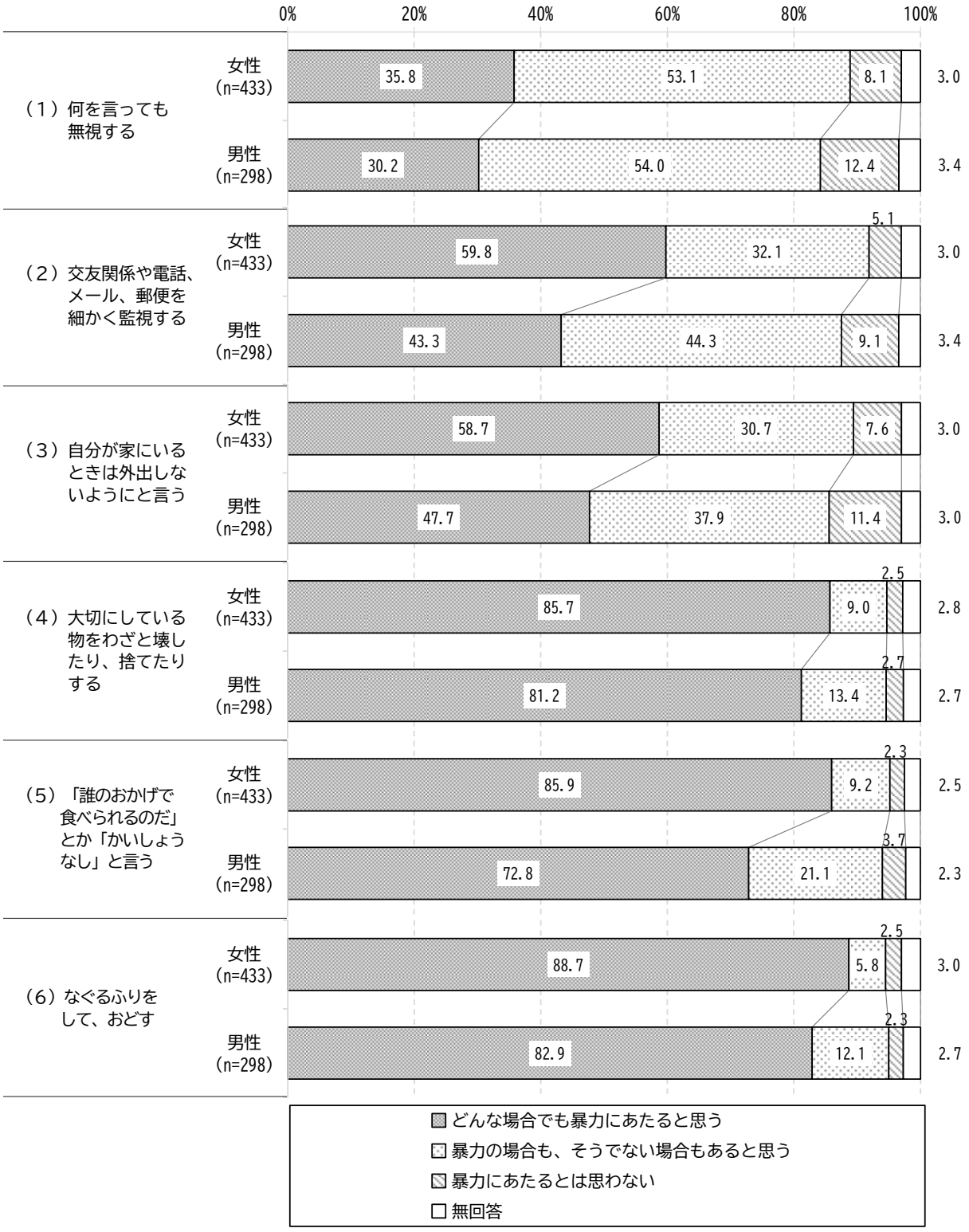

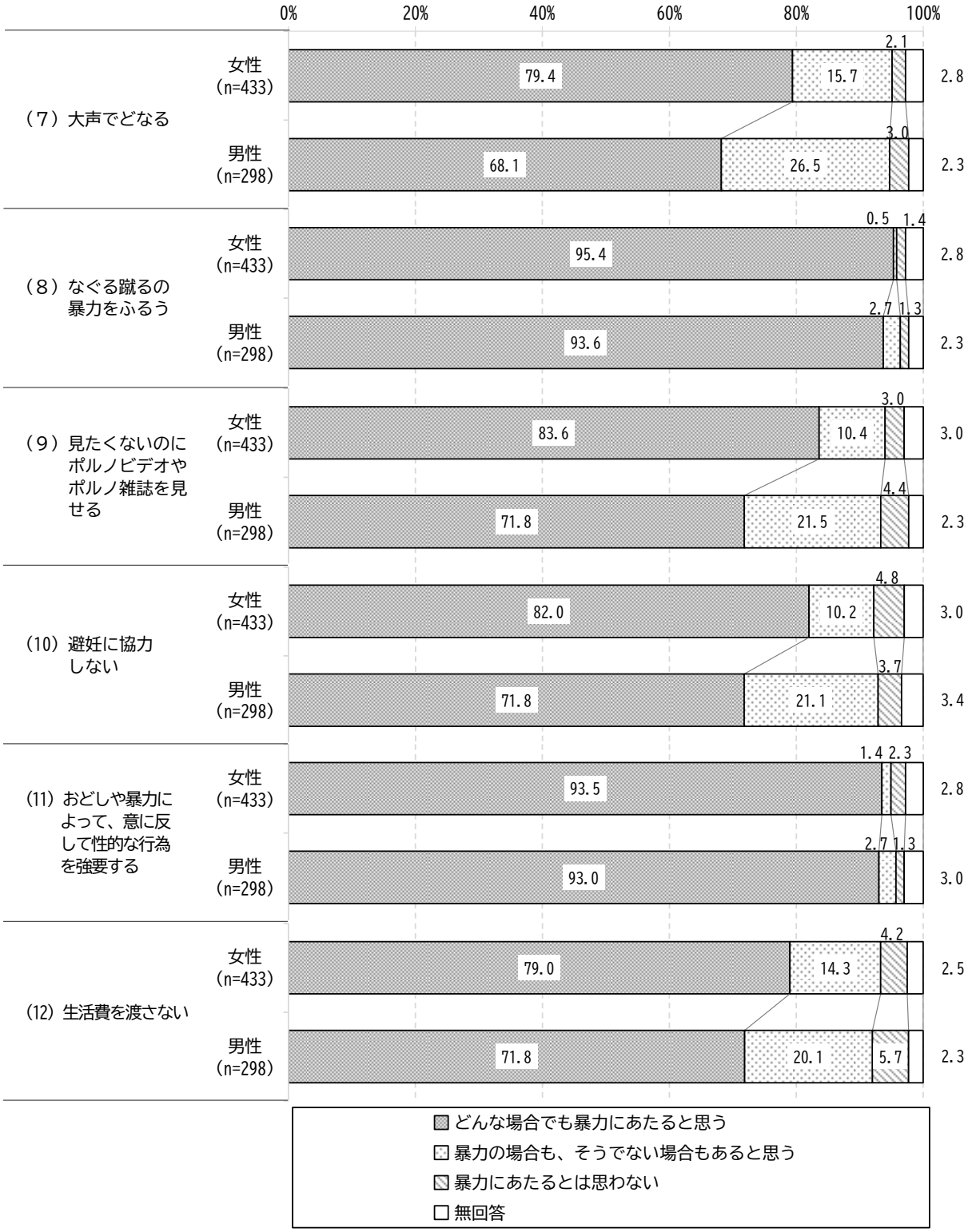

資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和２年）より

◇性別役割分担意識別にみる暴力に対する認識の違い

■問　「自分が家にいるときは外出しないようにと言う」は暴力にあたるか

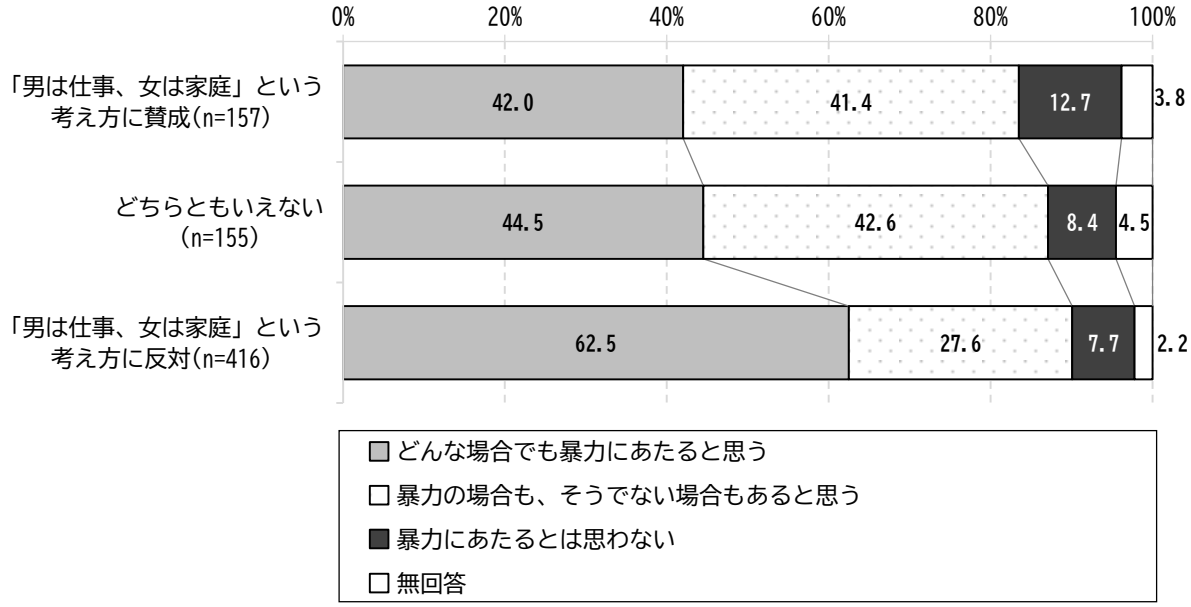

■問　「避妊に協力しない」は暴力にあたるか

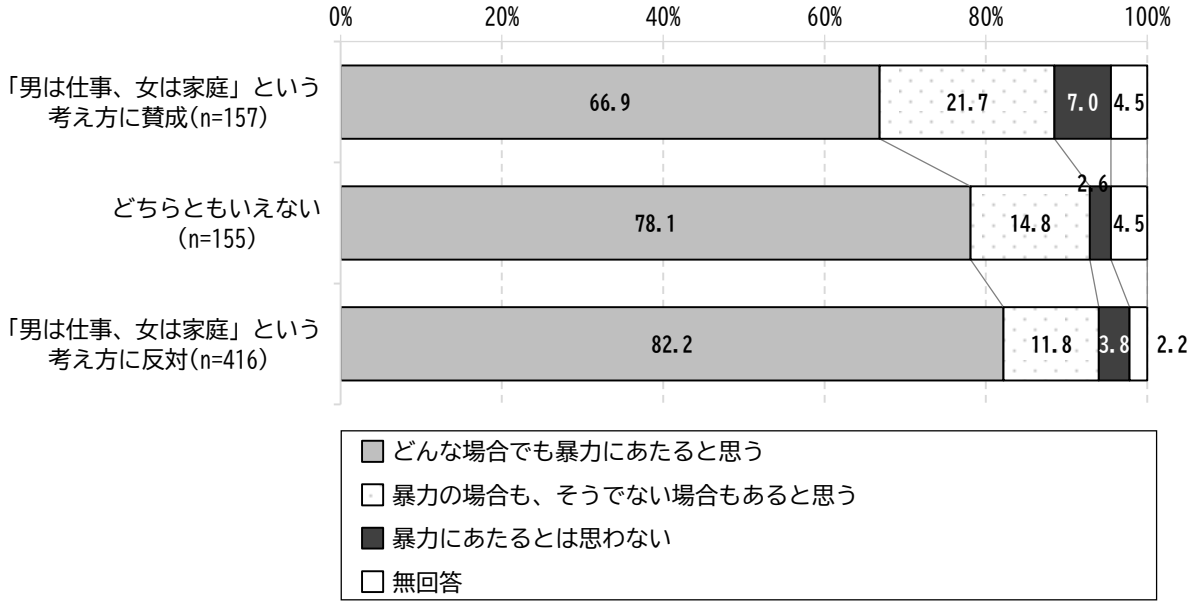

資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和２年）より

施策の方向の考え方

- 女性に対する暴力が個人的な問題ではなく、性別役割分担意識や社会的地位、経済力等の力の差などを背景にして起こる構造的な社会問題だということを踏まえ、男女平等意識の醸成を図るとともに、区民だけではなく区職員も含めた豊島区全体で、ＤＶに対する理解や認識を深めていきます。
- 精神的暴力は暴力であるとの認識がされづらい反面、被害者は自責感情やうつ病など精神的に大きな影響を受けることがあるため、区民及び区職員に対して、どのような行為が暴力にあたるのかを周知するなど、ＤＶの根絶に向けた啓発を行います。また、早期発見・早期相談の取組みの推進により、加害行為の長期化、深刻化を未然に防ぎます。
- ＤＶ被害者の支援にあたっては、早期発見から自立支援まで切れ目のない支援体制の構築が重要になります。ＤＶ被害者は精神的にも大きな被害を受けていることが考えられるため、被害者に寄り添った心のケアなど、それぞれの場面における施策の充実を図ります。また、ＤＶは児童虐待と密接に関連していることが指摘されているため、関係機関や民間団体等との連携強化を図り、被害者の状況に即した支援をします。

指 標

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年（2020年）度	計画目標 令和8年（2026年）度
「配偶者等からの暴力(DV)に関する相談機関が周知されている」と思う区民の割合【%】	企画課 「協働のまちづくりに関する区民意識調査」	9.8%	35.0%

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年（2020年）度	計画目標 令和8年（2026年）度
DV相談件数【件】	男女平等推進センター調べ	716件	1,200件

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年（2020年）度	計画目標 令和8年（2026年）度
区民の精神的・経済的・性的暴力に対する理解度【%】	男女共同参画社会に関する住民意識調査	22.2%	30.0%

施策 ① 区民及び職務関係者に対する啓発の促進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
1	DV・ストーカー行為等暴力の予防と根絶に向けての普及・啓発の推進	DV、ストーカー行為等の人権を侵害する暴力の予防と根絶に向け、普及啓発を進めます。	男女平等推進センター	★
2	若年層に対する暴力予防教育の強化	将来のDVや児童虐待を防止するために、近年顕在化しているデートDVについて、若年層に向けた啓発を重点的に行います。また学校における人権教育の中でもデートDVについての啓発を行います。	男女平等推進センター 健康推進課 長崎健康相談所 子ども若者課 子育て支援課 指導課	★
3	職務関係者の資質向上	区職員など職務関係者に対し、配偶者等の暴力に対する理解を深め適切に対応できるよう研修を行い、職務関係者の質的向上及び二次被害防止を図るとともに、区職員のメンタルヘルスにも配慮していきます。 また、相談員等の関係職員がDV被害者への対応について専門家等の助言を受ける機会をつくることにより、支援能力の向上を図ります。	人材育成担当課長 男女平等推進センター 子育て支援課	

施策 ② 早期相談・早期発見体制の充実

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
4	女性のための相談窓口の充実	被害者自身が、DVに気づいていないことがあります。女性の悩み相談がDV被害の発見・適切な支援につながるよう、女性のための相談を進めます。	男女平等推進センター 健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課	★
5	相談窓口の機能強化	相談を受けた際にDVを見逃さず、適切な支援につなげられるよう、DVの潜在に注意し対応します。また、外国籍の方や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応を進めます。	区民相談課 男女平等推進センター 自立促進担当課長 高齢者福祉課 障害福祉課 子ども若者課 子育て支援課	★
6	関係機関相互の情報共有	DV被害者を適切な支援につなげられるよう、本人の意思や個人情報に留意しつつ関係機関等と連携します。	男女平等推進センター 子育て支援課	
7	子どもの虐待防止のための取組みの推進	「要保護児童等対策協議会」を開催し、子どもの虐待防止に関する関係機関相互の連携の強化を図ります。また、区立児童相談所を開設し、子どもの虐待の相談・通告を受け、虐待の未然防止・早期発見及び被虐待児童の救済を行います。	子育て支援課	★

施策 ③ 被害者保護体制の充実・整備

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
8	DV緊急一時保護機能の充実	DV被害者の身の安全の確保や、問題の解決に向けた支援を充実します。夜間、休日等の安全確保については、警察と協力関係を強化し連携します。	生活福祉課 西部生活福祉課 子育て支援課	

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
9	被害者の安全確保のための庁内連携	庁内窓口における個人情報の適正管理等、DV被害者の安全に十分配慮し、手続きを円滑に行うため関係課の連携を強化します。	総合窓口課 税務課 国民健康保険課 高齢者医療年金課 生活福祉課 西部生活福祉課 介護保険課 子育て支援課	

施策 ④ 被害者の自立支援

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
5	相談窓口の機能強化（再掲）	相談を受けた際にDVを見逃さず、適切な支援につなげられるよう、DVの潜在に注意し対応します。また、外国籍の方や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応を進めます。	区民相談課 男女平等推進センター 自立促進担当課長 高齢者福祉課 障害者福祉課 子ども若者課 子育て支援課	
10	DV被害者に対する相談の充実	DV被害者の自尊心が回復し、自分のために意思決定できる力を取り戻せるよう、精神的サポートを進めていきます。	男女平等推進センター 健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課 教育センター	
11	被害者の生活再建支援	被害者が、安全で安心して生活再建ができるよう、シェルターやステップハウスの利用について民間団体等と連携するとともに様々な観点から必要な自立支援を行います。また、くらし・しごと相談支援センター等と連携した多様な学習機会を提供し、社会参加を支援します。	福祉総務課 自立支援担当課長 生活福祉課 西部生活福祉課 子育て支援課	★

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
12	被害者の子どもへの支援	被害者の子どもの保育・教育等に関する支援、情報の適正な管理等を関係機関が連携して行います。	子ども若者課 子育て支援課 保育課 学務課 放課後対策課 指導課	★
13	関係課の連携による一貫した支援	被害者に必要な支援は、相談対応から保護、自立支援等と広範で多岐に渡るため、被害者への切れ目のない支援が必要になることから、被害者の状況に即して円滑に対応できるよう、関係課が連携し被害者のエンパワーメントにつながるよう一貫して支援します。	男女平等推進センター 子育て支援課	

施策 ⑤ 配偶者暴力防止施策の充実

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
14	苦情処理体制の周知	区民が申し出た男女共同参画に係る苦情・救済について中立的な立場から苦情処理委員が調査・検討し、勧告及び意見表明を行います。この「苦情処理制度」について、広く区民に積極的な周知を図ります。	男女平等推進センター	
15	配偶者暴力相談支援センターの機能強化	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護」を果たす配偶者暴力相談支援センターの機能を強化します。	男女平等推進センター 子育て支援課	

施策の方向（2） 性と生に関する健康支援

現状と課題

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点のもと、男女が互いに性差を十分に理解しあい、性と生殖に関して相手を尊重すること（性に関する健康支援）、そして、誰もが生涯を通して身体的、精神的、社会的に良好な健康状態であること（生に関する健康支援）が望まれます。特に女性においては、思春期、妊娠出産期、更年期、高齢期など、ライフステージに応じた女性特有の疾病や心身の健康状態があります。若年期から主体的にこころと体の健康を保持増進することが重要です。

全国的に人工妊娠中絶件数は減少傾向にありますが、東京都を含む一部の都市部では増加傾向を認めています。区においても、平成 23 年度（2011 年度）の 1,703 胎から令和２年度（2020 年度）の 4,092 胎と 2.4 倍に増加し、近年では 20 歳代女性の割合が 60%を超えています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念からは、産まないことを選択する権利がある一方で、望まない妊娠により人工妊娠中絶を選択せざるを得なかった場合も含まれると考えられます。こうした事例を少しでも減少させるため、性に関する知識やスキルだけではなく、人格やジェンダー、多様性などを踏まえたいわゆる「包括的性教育」の普及が、男女ともに必要です。

性と生を踏まえた健康支援の取組みとして、区では、子宮頸がん検診や乳がん検診、性感染症対策のほか、女性のための専門相談、健康講座・教室などを実施しています。しかし、そのような取組みを知っている区民は、およそ６割にとどまっています。さらに、すべての区民が生涯を通して健康に過ごすためには、個別の対策に加えて、健康教育の推進と、日常からの病気予防や早期発見、健康増進の対策が欠かせません。

性と生殖に関する権利が適切に守られるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの知識と意識が区民に浸透すること、区が実施する様々な検診や相談事業を通じて、性差やライフステージに応じた様々な健康づくりが推進されることを目指して、取り組みます。

◇年代別の人工妊娠中絶（豊島区・全国）

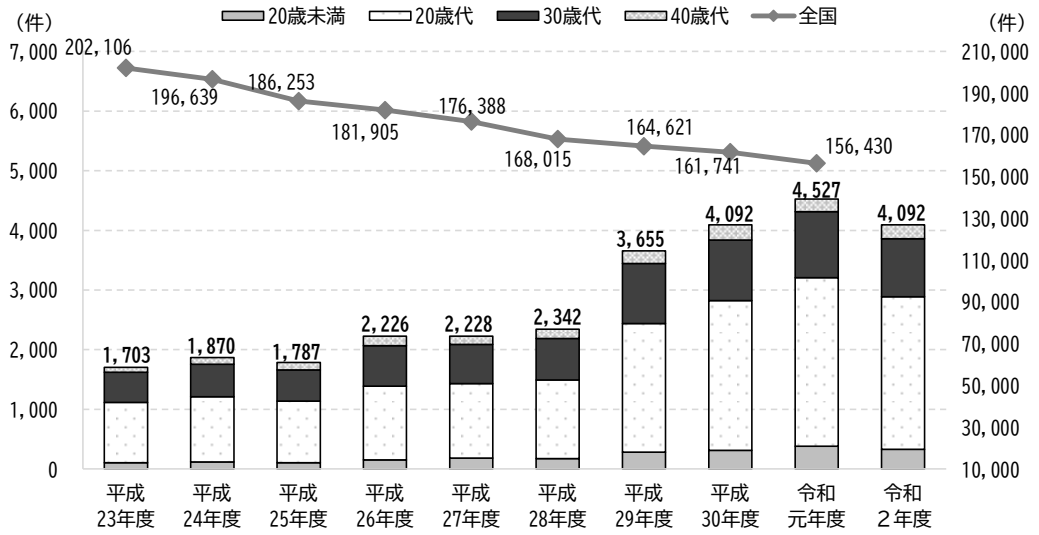

資料：豊島区の保健衛生より

◇区の性と生に関する健康支援の取組みの認知度

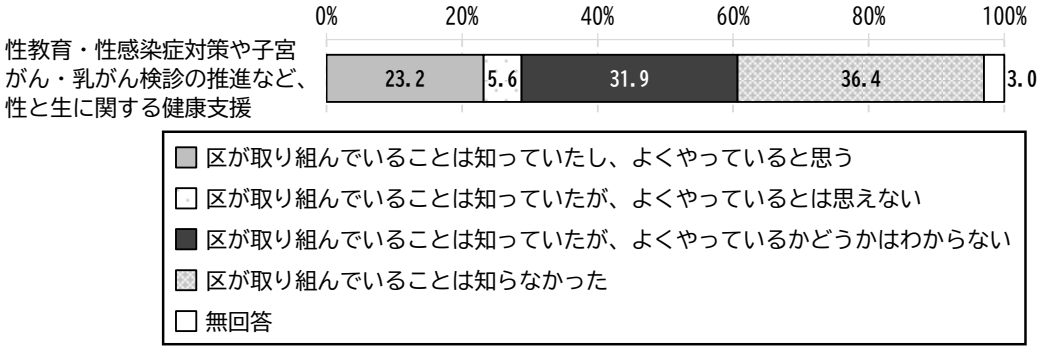

豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和２年）より

◇子宮頸がん検診の受診率（年代別受診者数含む）・乳がん検診の受診率

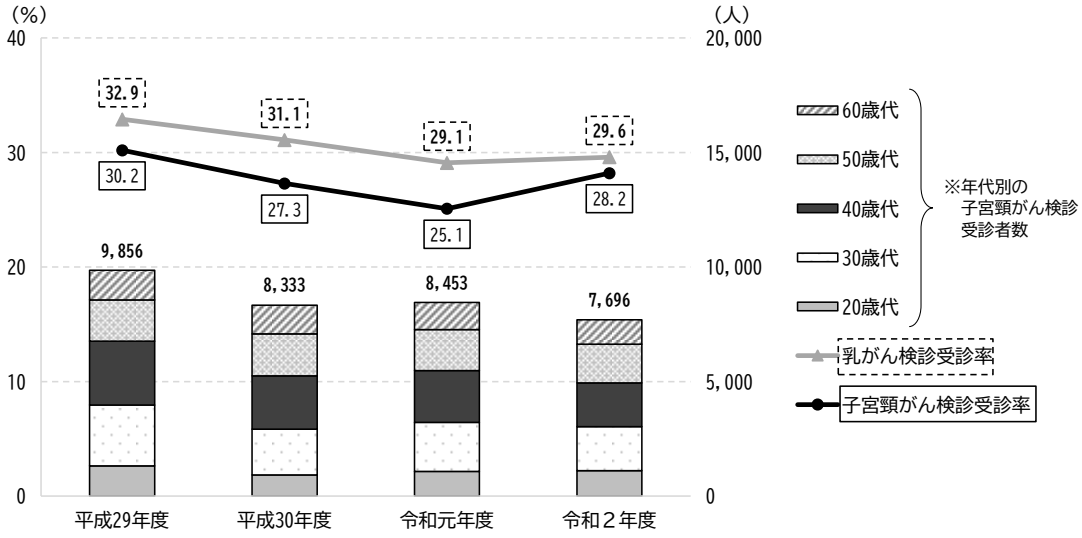

資料：豊島区地域保健課調査より

施策の方向の考え方

- リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、「包括的性教育」を踏まえた普及啓発とともに、ライフステージに応じた正しい知識の普及啓発を行います。
- 生涯を通じた健康づくりにあたっては、検診の充実とともに性差に応じた適切な保健医療サービスの情報提供やライフプラン形成のための健康相談事業の充実を目指します。

指 標

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年（2020年）度	計画目標 令和8年（2026年）度
子宮頸がん・乳がん検診の受診率【%】	地域保健課調べ	子宮頸がん検診 28.2% 乳がん検診 29.6%	子宮頸がん検診 32.0% 乳がん検診 35.0%

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年（2020年）度	計画目標 令和8年（2026年）度
「ライフステージに合わせた、心と体の健康づくりに関する支援が充実している」に「どちらかというとそう思う」と回答した区民の割合【%】	企画課 「協働のまちづくりに関する区民意識調査」	15.7%	18.5%

コラム①

リプロダクティブ・ヘルス／ライツと性的同意

カップルは「子どもを産むか産まないか」を決める選択の自由を、女性（男性も）は自分の体をコントロールできる自己決定権を持っています。そのため、性的行為についても、相手の体の状態や気持ちを尊重することが大切であり、その一例が性的行為の際の同意です。

相手の同意が得られなければ、性的行為をしてはいけないということを、わかりやすく例えた「紅茶と同意」という動画があります。動画では、「あなたが紅茶を入れたとしても、相手が飲む義務はないし、飲ませる権利もない」という、当たり前のことが紹介されています。

恋人や配偶者のいる人をはじめ、すべての人がこのような動画を通じて性的同意の重要性を理解することが大切です。ぜひ「紅茶」を「性的同意」に置き換えて考えてみましょう。

施策 ⑥ リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発と支援

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
16	妊産婦への支援の充実	母体の保護や出産・育児に関する正しい知識を身につけ、出産・育児支援を行うための学級を実施します。	健康推進課 長崎健康相談所	
17	エイズ・性感染症に関する相談・検査の実施	エイズや性感染症に関する相談・検査を行うとともに、AIDS 知ろう館の活用やエイズ予防ネットワークを充実させながら、性に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	健康推進課 長崎健康相談所	
18	性に関する正しい知識の取得とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発	性に関する正しい知識を提供し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発に努めるとともに、健康の観点からのライフプラン形成を支援します。	健康推進課 長崎健康相談所 子ども若者課 指導課	★
19	学校における性教育の充実	発達段階に応じた性に関する正しい知識やエイズ等をはじめとする性感染症の問題について理解させると同時に、生命尊重の精神に根ざした行動がとれるよう指導を充実します。	健康推進課 長崎健康相談所 指導課	

コラム②

■「紅茶と同意（正式名称：Consent－it’s simple as tea）」の動画

原作はイギリスで公開された動画ですが、日本語に訳した動画のＱＲコードを紹介します。この動画は函館性暴力防止対策協議会により作成されました。以下のイラストは動画の１シーンです。

紅茶はいかが？とあなたが尋ねたとき

①

もし相手がそれを飲もうとしなかったら

相手に無理やり飲ませない

②

あなたがわざわざ紅茶をいれてあげたとしても、相手にそれを飲まなければならない義務はないのです。

③

相手が「要りません」と答えたなら

④

いれるのをやめてください。少しも要りません。ただ、紅茶をいれるのをやめてください。

施策 ⑦ 生涯を通じた健康づくりの推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
20	各種健康診査の実施・普及啓発	生涯を通じた健康づくりを支援していくために、各種の健康診査やがん検診等の実施、健康教室、講習会等を通じた普及啓発を行います。	地域保健課 長崎健康相談所	
21	性差を考慮した保健サービスの充実	次世代を担う若い世代から更年期・高齢期までの健康づくりや生活習慣病予防など、ライフステージに応じた健康づくりを支援します。	健康推進課 長崎健康相談所	
22	健康情報発信スペースの充実“鬼子母神plus”	生涯を通じた女性の健康、子育て支援に関する情報のほか、若年層のためのこころとからだの健康情報、ワーク・ライフ・バランスや就労（女性の再就職を含む）に関する情報などを発信します。	地域保健課 健康推進課	
23	心身の健康の推進	心身の健康の問題への対応や、相談窓口の周知に取り組みます。	区民相談課 高齢者福祉課 健康推進課 長崎健康相談所	★

コラム

「生理の貧困」ってなに？

「生理の貧困」とは、経済的な理由で生理用品を入手することが困難な状態を指しますが、その背景には、環境的理由、社会的偏見、虐待や育児放棄、生理への無理解、知識不足など多くの深刻な問題があります。これを個人の問題ではなく、社会全体の課題と認識し、解決していくことが重要です。

豊島区では、令和３年（2021 年）３月から生理用品の配付と共に、相談窓口の周知を行っています。

施策の方向（3） 多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

社会の制度や慣行の中には、性別や年齢、国籍、障害などに対しての偏見や差別が未だに残っていることが少なくありません。さらに、経済社会的な状況も含め、必要な情報が手に入らず、相談先につながれずに複合的に困難な状況に置かれている場合もあります。また、インターネットやＳＮＳなどの新たなコミュニケーションツールの広がりにより、新たな課題やリスクも見られます。

インターネットの普及により、誰もが様々な情報に簡単にアクセスすることが可能となりましたが、そのような情報の中には、誤った性知識や性差に関する無意識の偏見、性別役割分担意識を助長するものも溢れています。様々なメディアが伝える情報を無批判に受け取るのではなく、自ら考え、理解し、正しく活用する力が必要です。

男女が置かれた経済社会的な状況の違い等を背景として、女性は貧困等の生活上の困難に陥りやすいことが指摘されています。そのため「女性であること」の生きづらさに加え、障害や高齢等複合的な困難を抱えやすいことに留意し、セーフティネットを構築する必要があります。

また、近年性自認・性的指向の多様性が認知され始めていますが、誤った知識による偏見や差別により、悩みを抱えている当事者や家族がいます。豊島区では、「豊島区男女共同参画推進条例」を改正し、パートナーシップ制度を位置付けるなど、区民が性別等にかかわりなく、一人ひとりの個性が尊重され、自分らしく生きることができるまちを目指し、取組みを推進しています。しかし、区民意識調査においても、「友人が性的少数者だと知った場合、変わらずに接することができる」と回答した区民は６割にとどまっています。

このようなことから、あらゆる場面における人権意識の向上やすべての人の多様性を尊重する意識の啓発などにより、差別や偏見、生活上の様々な困難を解消し、区民が安心して暮らせるまちの実現が求められます。

◇性的少数者に対する認識

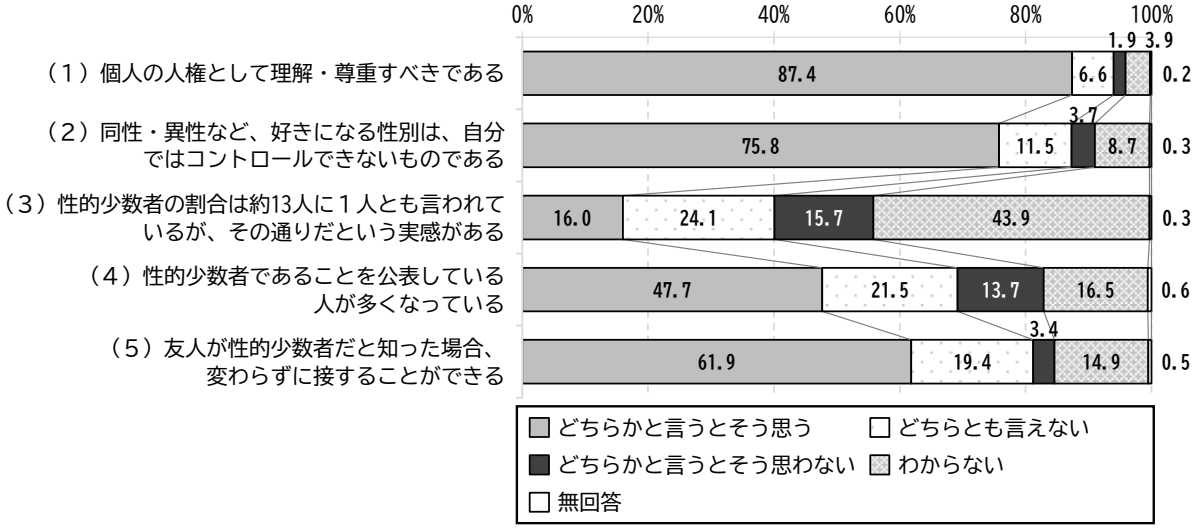

資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和２年）より

◇外国人や性的少数者等に関する認識

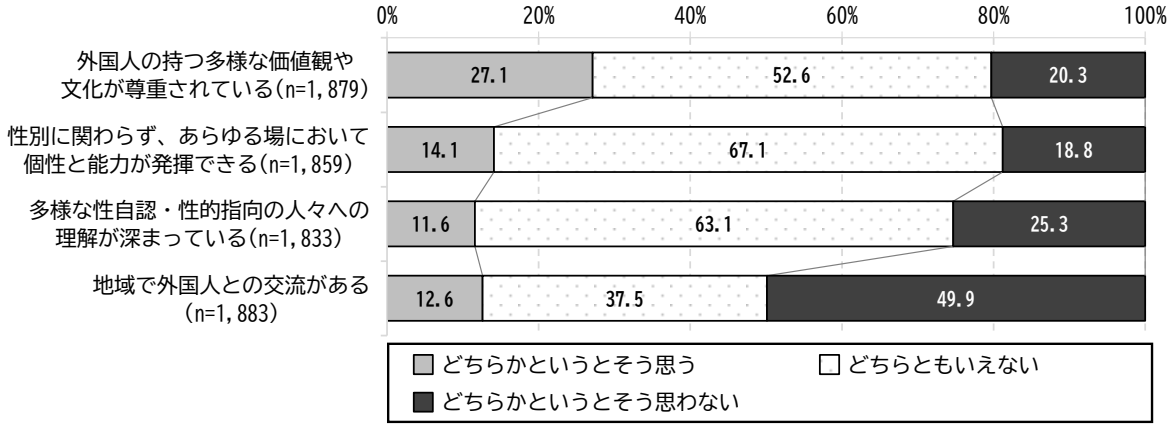

資料：豊島区「協働のまちづくりに関する区民意識調査」（令和３年）より

◇高齢者や障害者等の生活に関する認識

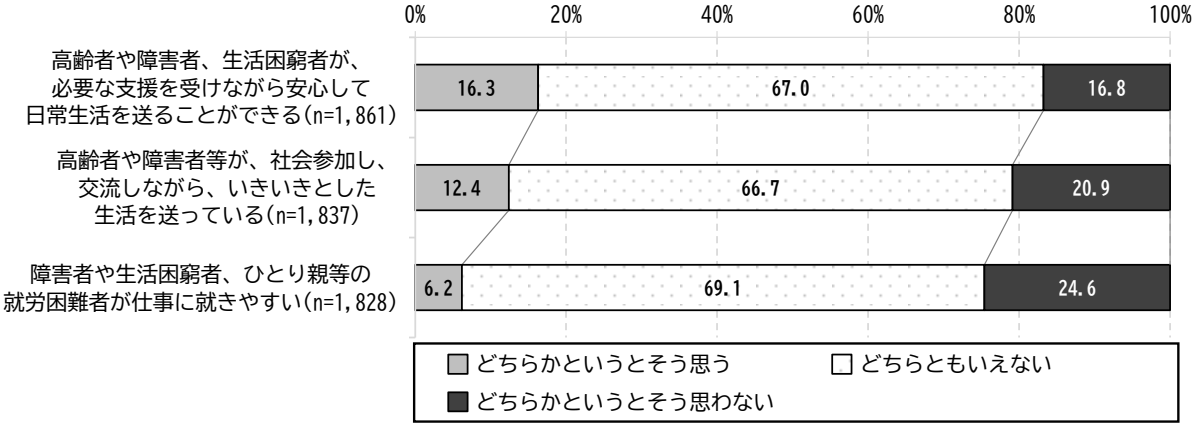

資料：豊島区「協働のまちづくりに関する区民意識調査」（令和３年）より

施策の方向の考え方

- 子どもを含め、情報を読み解く能力及び適切に発信する能力の向上を図るとともに、女性の人権を侵害する性表現の氾濫の防止に向けて、メディア・リテラシーの向上を図ります。
- 性犯罪や「性の商品化」のないまちを目指した整備とともに、安心安全に係る的確な情報発信を図ることで区民の理解の増進につなげます。
- 経済社会的な困難に直面している人に対する経済的な支援や環境整備など、多角的な取組みを推進します。
- 性別や性自認・性的指向に基づく差別や偏見の解消に向けた啓発を推進します。

指 標

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年（2020年）度	計画目標 令和8年（2026年）度
「高齢者や障害者、生活困窮者等が、必要な支援を受けながら安心して日常生活を送ることができる」に「どちらかというとそう思う」と回答した区民の割合【%】	企画課 「協働のまちづくりに関する区民意識調査」	16.3%	20%

評価指標名	データの根拠	現状値 令和3年（2021年）度	計画目標 令和8年（2026年）度
「性別等によって、差別されない社会である」に「どちらかというとそう思う」と回答した区民の割合【%】	企画課 「協働のまちづくりに関する区民意識調査」	29.7%	45%

コラム

「多様な性自認・性的指向」とは？

豊島区では、平成 30 年 2 月に、多様な性に関する正しい知識や適切な対応を身に付けることを目的に、「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」を作成しました。当事者の人々を表現する語句を検討する際、「性的少数者」では「少数」という言葉に差別的なニュアンスを含むと考え、また「ＬＧＢＴ」では限定した性自認・性的指向の人々を示し、性の多様性を表現するにはとても狭い意味であることから、「多様な性自認・性的指向の人々」という語句を用いることにしました。

施策 ⑧ メディア・リテラシーの向上

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
24	区の刊行物及び区ホームページへの男女平等の視点の導入	広報等を行う際に男女平等に配慮した内容や表現にするためのガイドラインに基づき広報等が実施されるよう周知を図ります。	広報課 男女平等推進センター	
25	人権尊重のためのメディア・リテラシーの概念の普及と育成	インターネットやスマートフォンの普及による、メディア上の性暴力等の有害情報、犯罪やトラブルなどから子どもを守るために、家庭、地域、学校、市民団体・NPO等と連携した取組みを進めていきます。また、子ども自身がメディアを主体的に読み解く能力が身につくようメディア・リテラシーの概念の普及と育成のための啓発を進めます。	男女平等推進センター 指導課	★

施策 ⑨ 性の商品化・売買春のないまちづくりの推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
26	売買春のない安全・安心なまちづくりの推進	性風俗特殊営業の抑制などを盛り込んだ「地区計画」の活用や地域ぐるみの運動等を通じた意識啓発を行い、安全・安心なまちづくりを進めます。	治安対策担当課長 男女平等推進センター 都市計画課 学務課	
27	人身取引の防止に関する普及・啓発	人身取引が、人権を侵害する深刻な犯罪行為である旨の普及・啓発を図ります。特に青少年がこのような行為にまきこまれることのないよう、関係機関との連携により防止に努めます。	治安対策担当課長 男女平等推進センター 生活産業課 子育て支援課	

施策 ⑩ 生活上の様々な困難を抱える人々への対応

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
28	高齢者が安心して暮らせる環境整備	高齢男女が家庭・地域で安心して暮らせるよう、高齢者虐待や消費者被害への対応を進めます。	治安対策担当課長 生活産業課 福祉総務課 高齢者福祉課	
29	障害者が安心して暮らせる環境整備	就労支援をはじめ、障害のある人が積極的に社会参画できるよう支援策の検討を進めていきます。また、相談業務等を通じて家族等への支援を進めます。さらに、障害者差別解消法を推進していくため、啓発を進めます。	障害福祉課	
30	働きづらさ、生きにくさを感じている人々への支援	様々な人間関係のトラブルや心身の不調、悩みを抱え、働きづらさや生きにくさを感じている人々への積極的な支援に取り組みます。	広報課 区民相談課 男女平等推進センター 自立促進担当課長 健康推進課 長崎健康相談所 子ども若者課 子育て支援課	★
31	ひとり親家庭への自立支援	経済的困難に陥りやすいひとり親家庭に対し就労支援等を行います。	子育て支援課	

施策 ⑪ 多様な性自認・性的指向に対する理解促進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
32	多様な性自認・性的指向の人々への理解の促進	多様な性自認・性的指向の方々への差別や偏見の解消を目指して、子どもから高齢者まであらゆる世代の区民や教職員及び企業等に対する啓発活動に取り組みます。	総務課 男女平等推進センター	★

目標 2

あらゆる分野で女性が輝けるまち

施策の方向（4）

働く場における男女平等の推進

現状と課題

働く場において、性別によらずそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに取り組むことは、将来にわたって持続可能な社会の構築につながります。

働く女性の増加に伴って、女性が働き続けるための法制面での整備は進んでいますが、女性は非正規雇用労働者の割合が高く、出産・育児を機に仕事を辞めざるを得ない場合も少なくありません。平成 27 年度の国勢調査の結果では、豊島区における男性の労働力率は 20 歳代後半から 50 歳代後半まで高い水準を維持していますが、女性は 30 代で大きく減少しています。さらにその後も、女性の労働力率の減少傾向が続いており、再就職をする女性も少ないことが推察されます。

一方、区民意識調査では、女性の理想とする就労形態について、「子育て期間を含めて職業を持つ（職業継続型）」と「子育て期間を除き職業を持つ（再就職型）」と回答した女性の割合が平成 27 年度で約 80%、令和２年度で約 90%も占めています。女性が出産・育児、介護といったライフイベントを経ても就業を継続するためには、テレワークやフレックスタイムなどの柔軟な就労形態を導入することが必要です。また、再就職・起業に向けては、必要な情報提供やスキル取得の支援などの取組みが求められます。

職場における男女平等の状況については、およそ 60%の区民が「男性の方が優遇されている」と感じており、「男女平等になっている」と感じている区民は 20%未満となっています。さらに、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の性差を理由とする差別の課題も根深く残っています。女性が働きやすく活躍できる環境を整備するためには、区内事業者に対し、ジェンダー平等意識の啓発を行うとともに、事業者との協働・連携が必要です。

◇豊島区における年齢階層別の就労状況

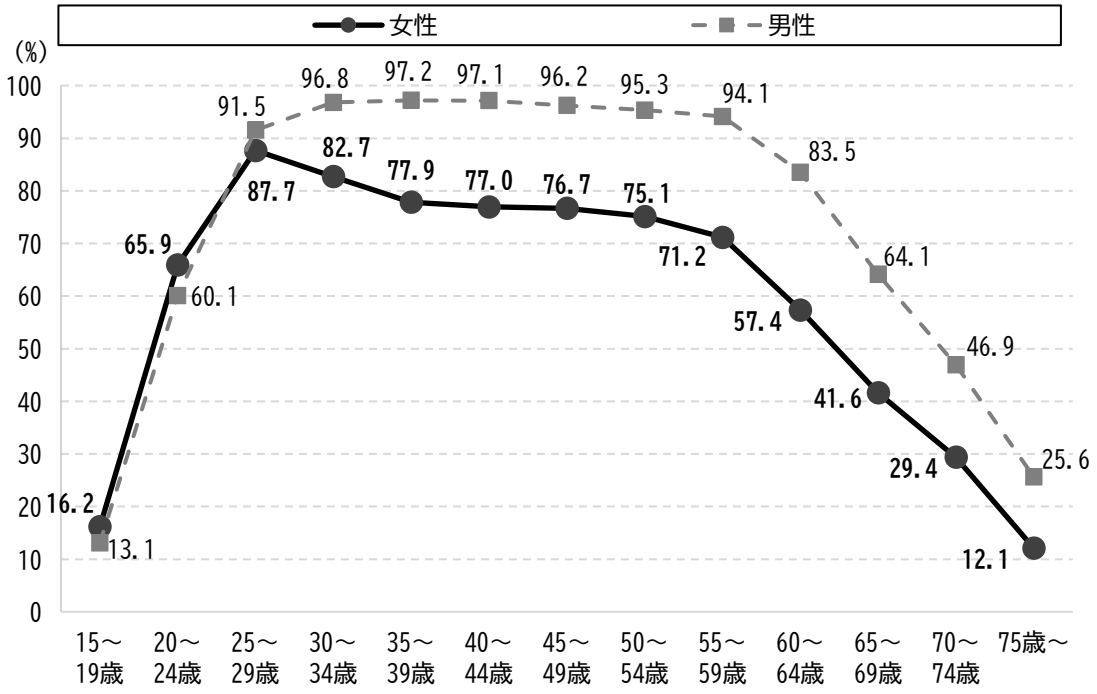

資料：平成 27 年国勢調査より

◇女性の理想とする就労形態

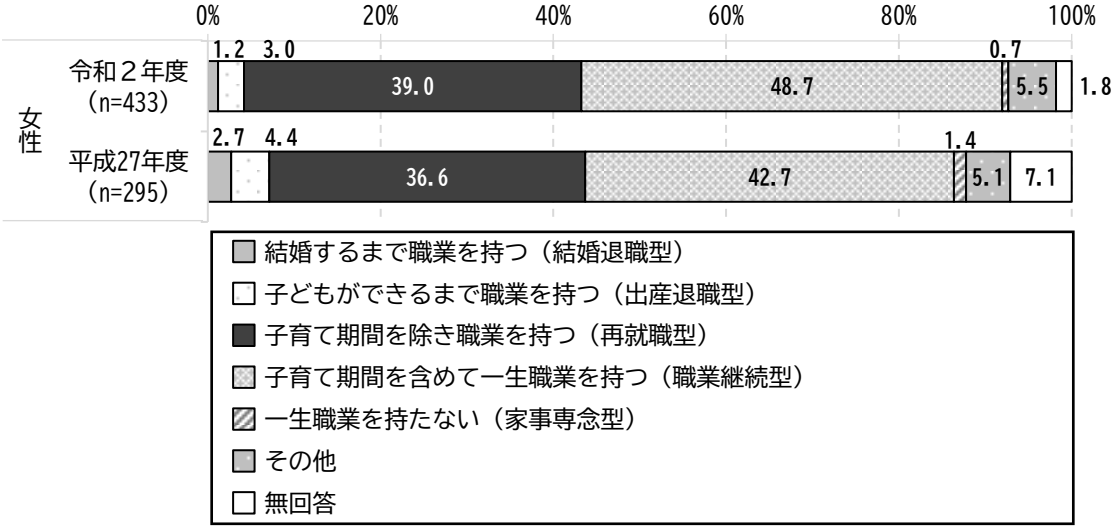

資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和２年、平成 27 年）より

◇職場における男女平等の状況

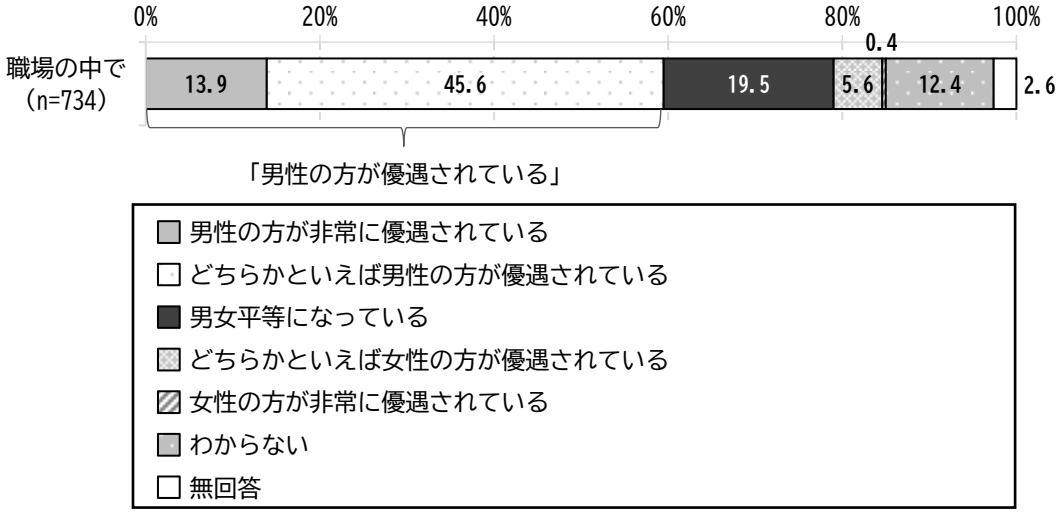

資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和２年）より

コラム

男性の育休取得率とパタニティ・ハラスメント

厚生労働省の雇用均等基本調査によると、令和２年度（2020 年度）の男性の育児休業取得率は12.65%と、前年よりも 5.17 ポイント上がり過去最高を記録しましたが、女性の 81.6%と比較すると極めて低くなっています。

この男女間の差は、育児休業や育児目的の短時間勤務制度等を利用しようとする男性社員への嫌がらせ・不当な扱いなどの行為を意味する「パタニティ・ハラスメント（パタハラ）」の影響が一因として考えられます。

令和４年（2022 年）４月に施行する改正育児・介護法には、産後パパ育休（出生時育児休業）や育児休業の分割取得などが盛り込まれました。各企業においても、男性の育児休業取得を促進していくことが望まれます。

パタニティ・ハラスメントの具体例

- 男性労働者が育児休業を申し出たところ、上司から「今のポジションには、もう戻れないよ」と言われ休業を断念せざるを得なくなった。
- 育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、他の人の仕事が多くなる」と何度も言われ、精神的に苦痛を感じた。

施策の方向の考え方

- 出産・育児等を理由に離職することなく就労を継続できる環境整備や均等待遇・ハラスメント防止のため、区民や区内企業に対し、情報提供と啓発を行います。
- 出産・育児等を機に離職した女性の再就職に関して、関係機関と連携し、スキルアップなどの講座を開催するとともに、就職活動のための情報提供を行います。
- 起業を希望する女性に対して、起業に関するノウハウを学ぶ講座を開催するとともに、起業家同士の交流の促進を図ります。

指 標

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年（2020年）度	計画目標 令和8年（2026年）度
新設法人に占める女性代表者の割合【%】	生活産業課 「豊島区中小企業の景況」	15.4%	20%

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年（2020年）度	計画目標 令和8年（2026年）度
再就職・起業・自己実現に係る事業の参加者数【人】	男女平等推進センター調べ	103人	480人

施策 ⑫ 雇用機会の拡大、就職及び再就職への支援

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
33	ハローワーク等との連携による就職に関する情報提供及び就労支援	ハローワークや労働相談情報センター、東京都、東京しごと財団等との連携を図り、就職や労働に関する情報が区役所等の施設においても入手できるようにしていきます。また、「ワークステップとしま」による就労支援や「くらし・仕事相談支援センター」による就労相談を行います。	男女平等推進センター 生活産業課 自立促進担当課長	
34	女性の起業に関する支援	関係機関と連携し、起業相談や起業塾を実施することで女性の起業をサポートします。また、起業に必要な経済支援のため、融資をあっせんし、信用保証料や利子補給を行うとともに、女性起業家交流会や相談会を通じて、地域の起業家ネットワークを構築します。	生活産業課	★
35	女性の就労に関する支援	関係機関と共に、就職や再就職に必要なスキルを身につける講座等を開催します。	男女平等推進センター	★

施策 ⑬ 働く場における男女平等の推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
36	様々なハラスメントに関する啓発・相談の充実	セクハラ、マタハラ等ハラスメント防止のための啓発・周知を図るとともに、安心して相談できる相談体制を充実させ、問題解決に向けて対応します。	男女平等推進センター 指導課	
37	女性が能力を発揮しやすい職場づくりのための情報提供、普及・啓発	雇用形態が多様化する中で、働き方の違いにより賃金や処遇に不利益が生じないよう、労働相談情報センターとの連携を図りながら、事業者に対し雇用均等促進の情報や資料の提供を行い、「セクハラの防止」「同一価値労働の男女及び正規・非正規の賃金格差解消」等について、理解が深められるよう啓発を進めます。	男女平等推進センター 生活産業課	★
38	区内企業との協働・連携の推進	区内の企業の現状を把握するための定期的な懇談会、ワーク・ライフ・バランスやセクハラ・マタハラの防止等、企業向けの講座を実施します。	男女平等推進センター 生活産業課	

施策の方向（5） 家庭生活と仕事の両立支援

現状と課題

「人生 100 年時代」と言われている現代、一人ひとりが自分らしく、より豊かに過ごすためには、家庭生活と仕事の調和を図り、それぞれの価値観やライフステージに応じた多様な生き方が選択できる社会の実現が必要です。

区民意識調査では、理想のライフスタイルとして「仕事を優先する生活」と回答した割合は約 6%にとどまっており、仕事以外の家庭や地域活動などと両立した生活を望む区民が多くなっています。しかし現実は、約 45%が仕事を優先した生活となっており、理想と現実に乖離があります。特に男性は女性よりも長時間働いており、さらに、育児・介護休暇を取得することをためらう男性も依然として多い状況です。その理由として「職場が育児・介護休暇を取得できる雰囲気ではない」「昇進・昇格などに不利になると思う」など、職場の理解を得られないと考えている割合が高くなっています。誰もが仕事以外の趣味や地域活動、育児や介護とのバランスをとり、豊かな人生を実現するためには、長時間労働の改善や積極的な育児・介護休暇取得についての機運醸成を図る必要があります。

また、新型コロナウイルス感染防止対策としてのテレワークやオンライン化が急速に導入され、働き方も大きく変革していますが、さらに多様で柔軟な働き方が可能となる職場環境の整備が求められます。そのためには、区民・事業者・行政が一体となってワーク・ライフ・バランスを推進する意識の向上が重要です。

男女を問わず子育てや介護を理由に離職することなく継続して働き続けることは、個人の経済的な自立や自己実現につながるものです。一方、近年は子育て中に親の介護に直面する「ダブルケア」も社会問題となっており、これまで以上に就業や復職を諦めざるを得ないケースの増加が予想されます。誰もが働きながら安心して子育てや介護をするためには、保育や介護のための施設が整備され、多様なニーズに対応できるサービスの充実が必要です。区では、私立認可保育所の積極的な誘致等により、保育施設の整備に取り組んできましたが、引き続き子育てや介護サービスの充実に取り組むことが求められます。

◇「仕事」・「家庭」・「地域や個人の生活」のバランスにおける理想と現実

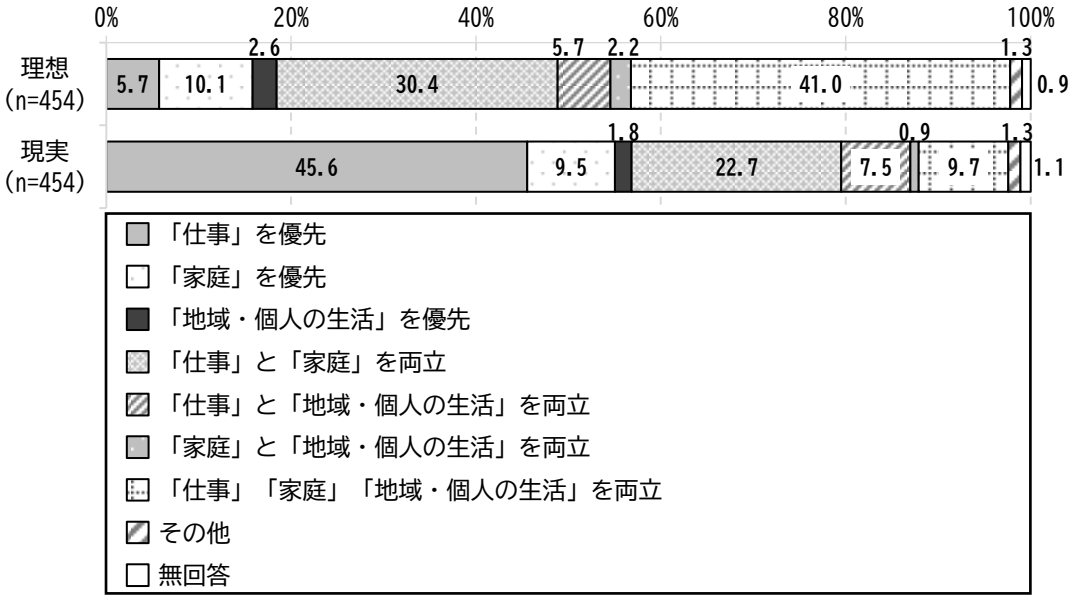

資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和２年）より

◇１週間あたりの平均労働時間

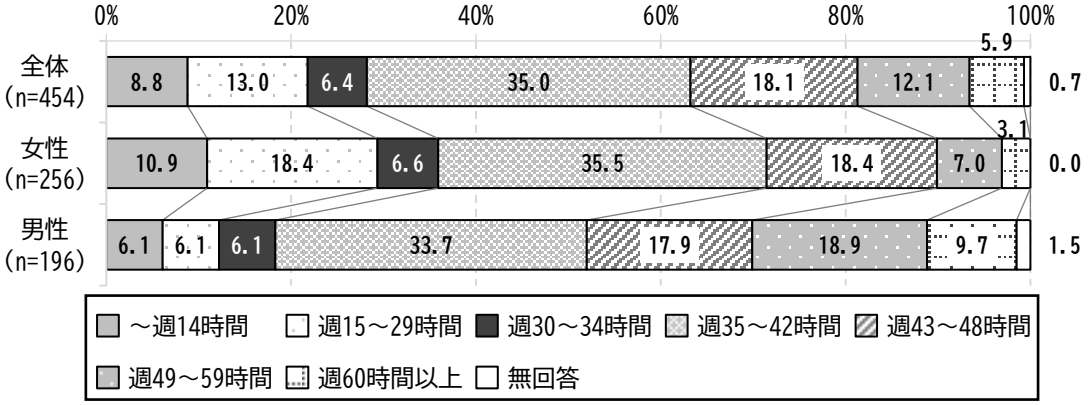

資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和２年）より

◇育児・介護休業制度を利用できない理由

	職場に迷惑をかけたくない意識があるから	職場が育児・介護休業を取得できる雰囲気ではないから	過去に利用した人がいないから	元の仕事（職場）に復帰できるとは限らないから	昇進・昇格などに不利になると思うから	収入が減少するから
全体(n=54)	37.0%	35.2%	31.5%	13.0%	11.1%	13.0%
女性(n=28)	35.7%	28.6%	42.9%	10.7%	0.0%	10.7%
男性(n=26)	38.5%	42.3%	19.2%	15.4%	23.1%	15.4%

資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和２年）より

施策の方向の考え方

- 区内の事業者及び在勤者に対し、情報提供等を通してワーク・ライフ・バランスを促進・啓発します。また、ワーク・ライフ・バランスについて積極的な取組みを展開する事業者に対しては、認定制度による顕彰を行い、先駆的な取組みを区内に周知します。
- 仕事と子育ての両立を支援するため、子育て施設や子育て支援事業の充実を図ります。
- 介護サービスの充実を図り、介護離職することのない環境づくりを進めます。

指 標

評価指標名	データの根拠	現状値 令和3年（2021年）度	計画目標 令和8年（2026年）度
子どもスキップの待機児童数【人】	放課後対策課調べ	0人	0人

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年（2020年）度	計画目標 令和8年（2026年）度
「地域の保育需要に応じた保育施設の整備、保育サービスの向上が図られている」に「どちらかというとそう思う」と回答した区民の割合【%】	企画課 「協働のまちづくりに関する区民意識調査」	28.6%	35%

コラム

豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度

豊島区では、「仕事と育児・介護の両立」や「働きやすい職場づくり」などのワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の認定を行っています。認定期間は２年間で、認定企業になると、区の広告媒体による企業紹介や、認定マークの使用、区との一部契約における入札等での加点、各種奨励金や助成金の情報提供など、さまざまなメリットが得られます。

認定マーク

令和３年４月時点で、区内に本社または主たる事業所がある企業 55 社が認定されています。

施策 ⑭ ワーク・ライフ・バランスの推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
39	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供、普及・啓発の実施	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を区HPや広報等で紹介するとともに、東京都労働相談情報センターや区内関係団体等と連携しながら、企業・区民に対してワーク・ライフ・バランスを促進・啓発します。	男女平等推進センター 生活産業課	★
40	モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランス推進	職場でのワーク・ライフ・バランス及び子育て支援・両立支援を進めるために策定した特定事業主行動計画をさらに充実させ、実効力のあるものにしていきます。	人事課	

施策 ⑮ 子育て支援の充実

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
41	多様なニーズに応える子育て支援事業の充実・周知	子育て訪問相談事業・育児支援ヘルパー事業・一時保育事業・こんにちは赤ちゃん事業・育児相談・子育てひろば・子ども家庭支援センターの充実・周知を図ります。	地域区民ひろば課 健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課 保育課	
42	子育て支援ネットワークの充実	地域の子育て関係機関などとネットワークを構築し、子育て事業の共同開催や事業協力・情報交換を行います。また、子育て講座の開催や情報誌の発行などの取組みを進めます。	子育て支援課	

施策 ⑯ 育児と仕事を両立させるための環境整備の推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
43	保育所の運営・整備	保護者の仕事と育児の両立を支援し、子ども一人ひとりの健やかな育ちを支援するため、認可保育施設を整備・運営し、延長保育、産休明け保育、障害児保育等の実施により多様化する保育ニーズに対応します。	保育課	
44	病児・病後児保育・休日保育事業の充実	保護者の仕事と育児の両立を支援するため、病気回復期の保育や休日保育等を充実させていきます。	保育課	
45	子どもスキップの運営	子どもスキップにおける学童クラブ運営の充実を図ります。	放課後対策課	
46	地域での子育て支援の充実	区民による相互援助活動としてのファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。	子育て支援課	

施策 ⑰ 介護を支える環境整備の推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
47	安心して介護できる体制づくり	質・量ともに充実した介護サービスを提供することで、介護者が要支援・要介護者の日常生活を支えながら仕事を継続したり、社会参加できる体制を整備していきます。	福祉総務課 高齢者福祉課 障害福祉課 介護保険課	

施策の方向（6） 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

現状と課題

男女共同参画を推進するためには、家庭や地域、職場などあらゆる分野の意思決定過程に男女が共に参画し、双方の意見が平等に反映されることが重要になります。国においては、指導的地位に占める女性の割合を 2020 年代の可能な限り早期に 30%程度とすることとしていますが、国際的に見て未だ低い水準であり、女性の参画をさらに拡大させる必要があります。

豊島区では、区内企業において管理監督者に占める女性の割合が 10%以下である企業が多く、区の職員でも女性管理職の割合は 20%台にとどまっています。また、区の附属機関や審議会等への女性の参画についても取組みを進めていますが、今なお女性委員の割合は全体の 40%弱となっています。

女性の政策・方針決定過程への参画は、多様な視点や新たな価値観を取り込むことになり、女性だけでなく、男女が暮らしやすい持続可能な活力ある社会の実現につながります。そのためには、女性管理職のロールモデルの提示や女性のキャリアに対する意識啓発を行うとともに、柔軟な働き方の促進など、女性が働きやすい環境づくりを推進することが重要になります。また、男性が積極的に家事・育児に参加することで、家事や子育てを分担するなど、女性の負担を軽減できるような取組みも必要となります。

コラム

男女間格差を測る指標「ジェンダー・ギャップ指数」

「ジェンダー・ギャップ指数」とは、世界各国における男女間格差を測る指数で、「経済」「政治」「教育」「健康」の４つの分野のデータから作成されます。令和３年（2021 年）の日本の総合スコアは 156 か国中 120 位でした。

順位	国名
1	アイスランド
2	フィンランド
3	ノルウェー
4	ニュージーランド
5	スウェーデン
120	日本

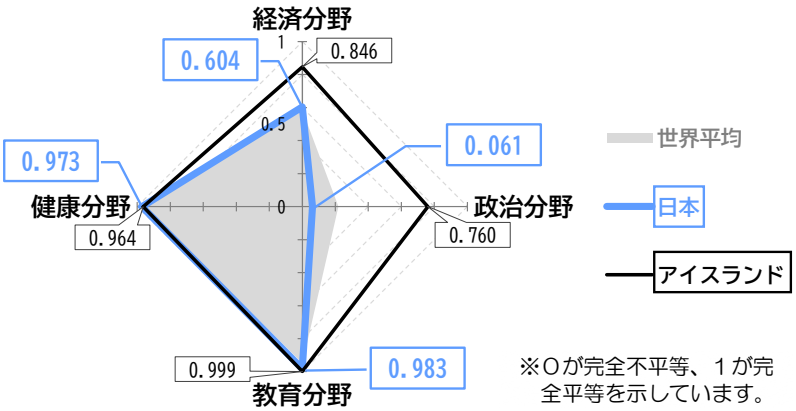

※0が完全不平等、1が完全平等を示しています。

◇区内企業における女性管理監督者の割合

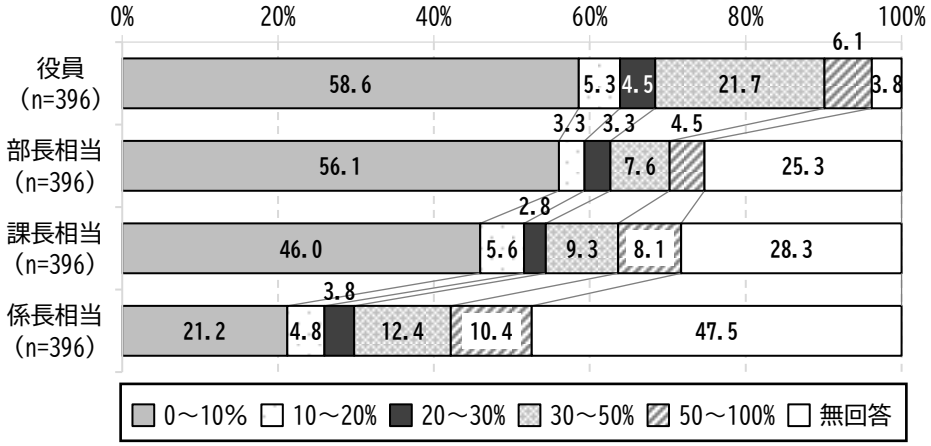

資料：女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに係る区内企業実態調査（平成 31 年）より

◇審議会等の女性委員の割合

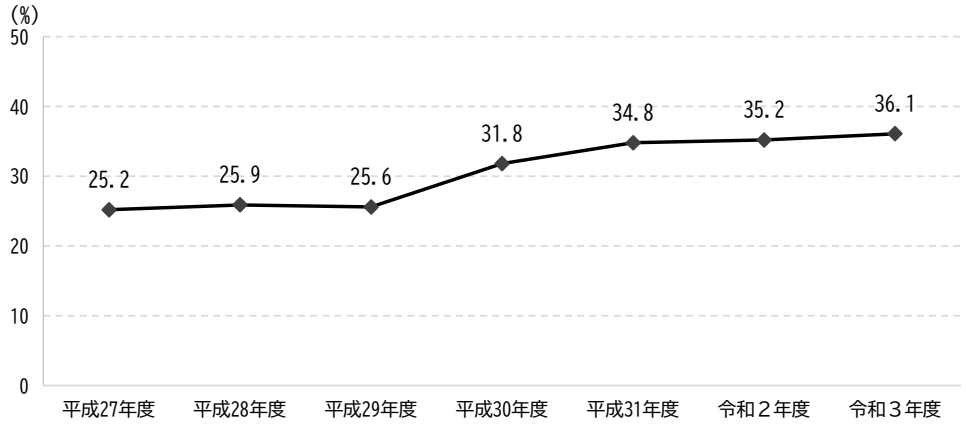

資料：豊島区企画課調べ

◇管理職に占める女性の割合

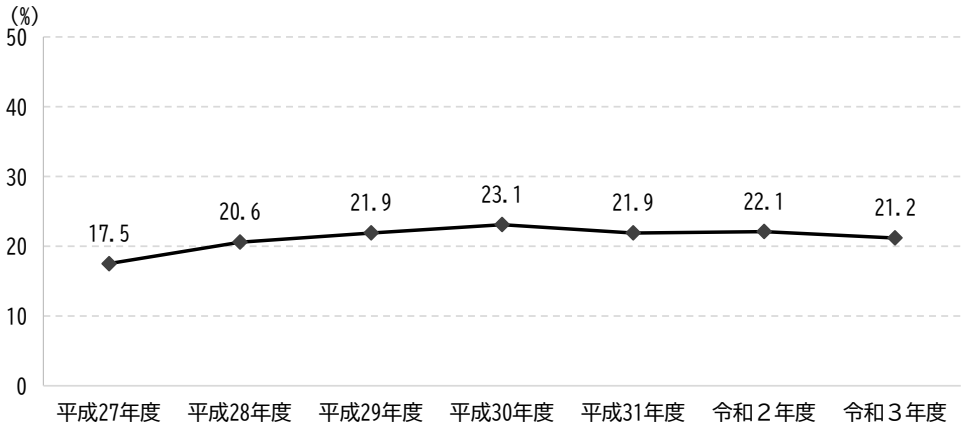

資料：豊島区人事課調べ

施策の方向の考え方

- 区の政策・方針決定過程の場において、女性の登用を促進し、男女の構成員比率がどちらかに偏らないよう働きかけを行います。
- 女性リーダーの人材育成や女性のキャリアデザインに関する講座を開催し、女性のエンパワーメントを支援します。
- 女性職員の管理職への積極的な登用を推進するため、昇任試験への受験勧奨を行うとともに、職員一人ひとりのライフイベントに応じたキャリア形成を支援します。

指 標

評価指標名	データの根拠	現状値 令和3年（2021年）度	計画目標 令和8年（2026年）度
審議会の女性比率【%】	男女平等推進センター調べ	36.1%	50%

評価指標名	データの根拠	現状値 令和3年（2021年）度	計画目標 令和8年（2026年）度
管理職に占める女性の割合【%】	人事課調べ	21.2%	30%

コラム

「ガラスの天井」と「壊れたはしご」

「ガラスの天井」とは、1980年代に初めて登場した言葉で、「昇進には、ガラスのように透明で目に見えないが、確実に天井があり、天井の上に行くことが阻まれている」という例えです。

とりわけ、職場において女性が低い地位や不当な待遇に甘んじることを強いられる状態について用いられることが多く、「ガラスの天井」の解消を図ることが、男女共同参画社会を実現する上で重要な課題です。

さらに最近では、多くの女性が「ガラスの天井」にぶつかるずっと手前で、「壊れたはしご」に遭遇すると言われています。管理職のはしごを登ろうとする第一段目の採用時からすでに男女差が発生し、採用や昇進における男女の格差を縮めなければ男女平等にはほど遠いとの指摘もあります。

施策 ⑱ 政策・方針決定の場への女性の積極的な登用

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
48	男女共同参画の啓発事業の推進	男女平等や男女共同参画社会の実現に関する講座・講演会の実施、啓発誌の発行などにより、男女平等意識の普及・啓発を進めます。	男女平等推進センター	★
49	審議会における女性参画の推進	区の審議会における委員の構成について、女性の登用を促進し、男女どちらかの性が40%を下回らないようにします。	企画課 男女平等推進センター	★
50	災害対策への男女共同参画の視点の導入と女性の参画の促進	救援センターごとに備える「救援センター運営マニュアル」の作成の際に、妊産婦・障害者・高齢者など災害要援護者への配慮とともに、自主防災組織を中心とした女性防災リーダーの育成に努めてまいります。	防災危機管理課	

施策 ⑲ 管理監督者への女性の積極的な登用と職域の拡大

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
51	女性職員の昇任選考受験者・女性管理職の増加	ワーク・ライフ・バランスを推進し、女性も管理職をめざすことのできる長時間労働等の解消等、働きやすい環境の整備を行い、女性職員に昇任選考の積極的な受験を働きかけます。	人事課	
52	職員の採用・育成・登用における男女平等の実現及び男女の職域拡大	「人材育成計画」に基づき、男女の別なく多様な職場、数多くの分野の職務を経験する育成ローテーションを実施するとともに、個人の能力・適性に応じた職員配置に努めます。	人事課	

目標3 すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち

施策の方向（7） 学習・啓発による男女共同参画意識の向上

現状と課題

一人ひとりが多様な生き方を選択でき、個性や能力を発揮するためには、固定的な性別役割分担意識の解消や人権の尊重を基本とした男女共同参画に関する意識の形成が必要です。

区民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な認識を示す区民の割合が増えています。また、「子育ては母親の役割」という考え方を否定する区民の割合も増えており、固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見を否定する考え方が広まっている状況からも、区民の男女平等・男女共同参画意識が向上していることが伺えます。

一方で、社会通念・慣習・しきたりや政治の場、職場の中などでは、未だ男性が優遇されているとの認識が多くなっています。また、実態として家庭生活における家事などの分担は、ほとんどが「妻の担当」となっている現状があります。

豊島区では、これまで男女共同参画意識の理解促進を図り、様々な取組みを進めてきましたが、幼少期からの発達段階に応じた教育や啓発が非常に重要です。学校においては、教職員の何気ない言動や学校行事等における児童生徒の役割分担などを通し、意図せず固定的な性別役割分担意識を植えつける場合があることを自覚することが肝要です。

そして、男女共同参画意識の向上にとどまらず、行動につながるよう家庭・地域・職場などのあらゆる場面、すべてのライフステージにおいて男女共同参画意識を啓発し、身近な行動変容を支援するようなきっかけづくりが求められます。

◇「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する認識

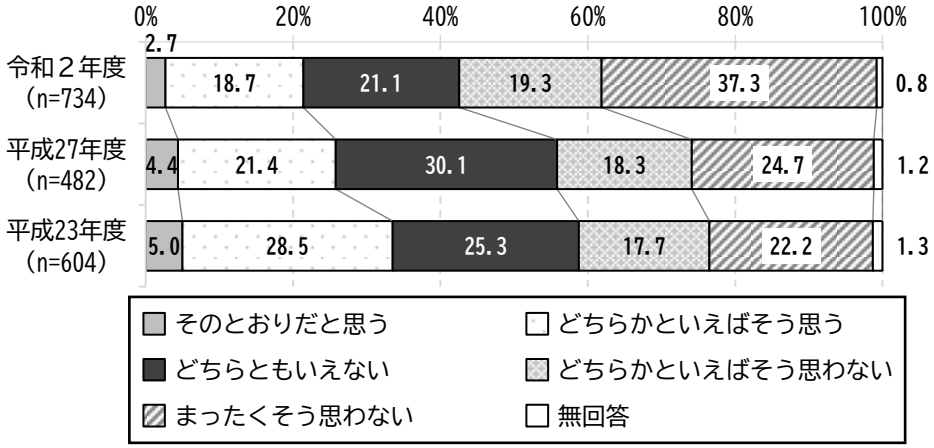

資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和２年）より

◇社会における男女平等の実現度

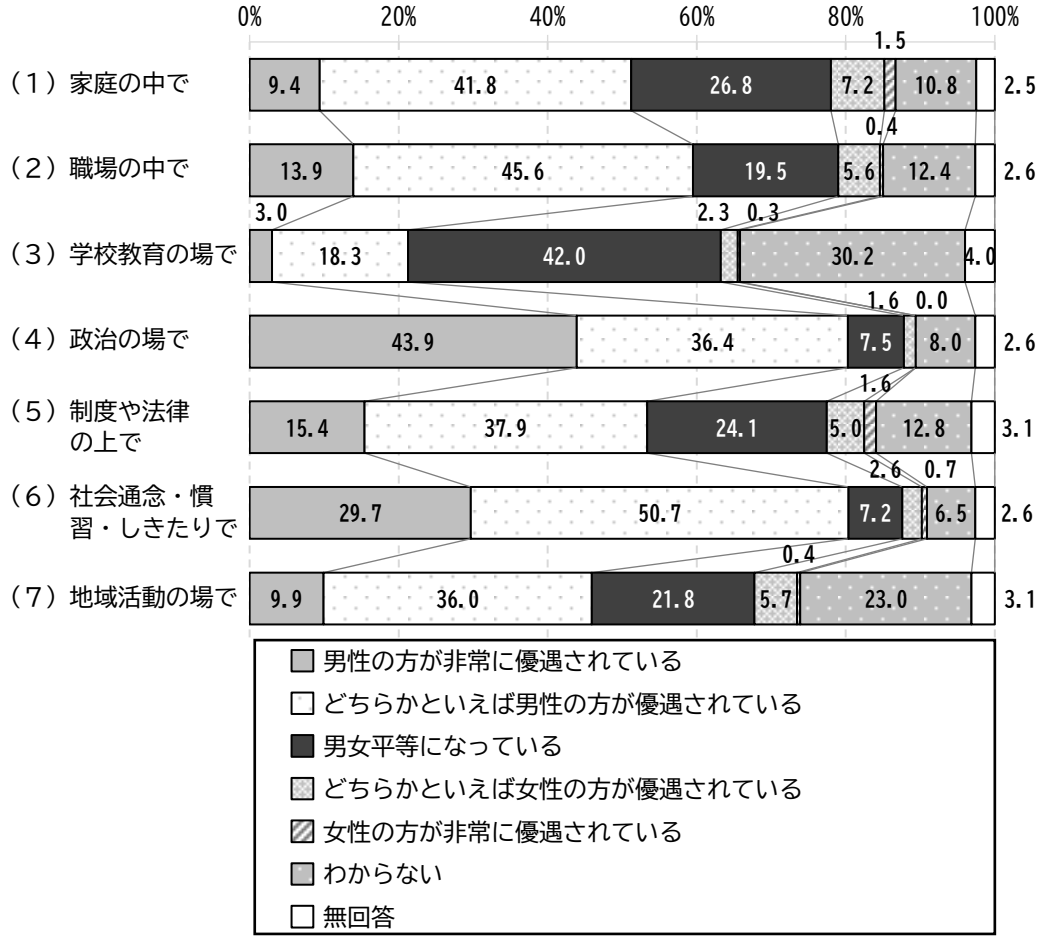

資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和２年）より

施策の方向の考え方

- 教職員・保育士等に対する男女共同参画に関する研修の実施など、学校全体で男女共同参画意識の向上に向けた取組みを推進します。
- より多くの区民が適切な知識や情報を得ることができるよう、インターネットを活用した情報の発信や講座・講演会の実施や区民出前講座など、多様な方法によって男女共同参画意識の普及・啓発を行います。

指 標

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年（2020年）度	計画目標 令和8年（2026年）度
「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する人の割合【%】	男女共同参画社会に関する住民意識調査	56.6%	70%

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年（2020年）度	計画目標 令和8年（2026年）度
共催事業の数【件】	男女平等推進センター調べ	12件	35件

施策 ⑳ 子どもに対する男女平等教育・学習の推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
53	男女平等教育を取り組む教育の推進	男女平等教育を教育指導の重点項目に盛り込むとともに、教職員の男女共同参画意識を高め、幼児を含めた子どもに対する男女共同参画の意識付けを保護者の協力も得ながら推進していきます。	男女平等推進センター 子ども若者課 保育課 指導課	★
54	教職員･保育士等に対する研修の充実	固定的な性別役割分担意識が子どもたちに伝達されることのないよう、教職員や保育士に対する男女共同参画に係る研修の充実を図ります。	子ども若者課 保育課 指導課	

施策 ㉑ 家庭・地域・職場における男女平等意識の普及・啓発

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
48	男女共同参画の啓発事業の推進(再掲)	男女平等や男女共同参画社会の実現に関する講座・講演会の実施、啓発誌の発行などにより、男女平等意識の普及・啓発を進めます。	男女平等推進センター	★
55	両親学級・父親対象育児講座における意識啓発	父親が参加する両親学級や育児講座で男女共同参画の意識啓発を行い、男性の家事・育児参加の推進・啓発を行います。	健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課	
56	中・高年の活動支援	定年後の社会参加促進を目的とした各種講座の開催を通じ、男性の活力を地域に活かせるような取組みを支援します。	地域区民ひろば課 学習・スポーツ課 高齢者福祉課	
57	男性の参画を積極的に促す講座の展開	家庭・地域における男性の参画を進める講座を企画し、実施します。開催形態を工夫するなどして、男性の参画を促進します。	男女平等推進センター 学習・スポーツ課	
58	ライフコースを見通した総合的なキャリア教育の推進	次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮し、将来の夢や希望が実現できるように育っていくため、子どもの頃から、男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう取組みを進めます。	指導課	
19	学校における性教育の充実(再掲)	発達段階に応じた性に関する正しい知識やエイズ等をはじめとする性感染症の問題について理解させると同時に、生命尊重の精神に根ざした行動がとれるよう指導を充実します。	健康推進課 長崎健康相談所 指導課	
50	災害対策への男女共同参画の視点の導入と女性の参画の促進(再掲)	救援センターごとに備える「救援センター運営マニュアル」の作成の際に妊産婦・障害者・高齢者など災害要援護者への配慮とともに、自主防災組織を中心とした女性防災リーダーの育成に努めてまいります。	防災危機管理課	

施策の方向（8） 地域活動における男女共同参画の推進

現状と課題

家庭と同様に、地域は人々にとって最も身近な暮らしの場です。地域活動や防災活動、まちづくりなど色々な分野において男女共同参画を進めることは、様々な視点や新たな価値観が取り込まれることになり、多様性のある社会の構築につながることが期待されます。

区民意識調査によると、自治会・町内会やＰＴＡ、ボランティア活動等地域活動への参加は男性より女性が多くなっていますが、一方で町会長やＰＴＡ会長など、活動の意思決定に関わる役職は男性が担っていることが多い現状があります。

地域における男女共同参画の拠点施設である男女平等推進センターは、地域で活動する団体の支援を通して男女共同参画を推進するため、様々な取組みを展開してきました。しかし、区民意識調査によると「地域で男女共同参画を推進するための人材育成・団体支援を行っている」ことを、６割以上の区民に認知されていない状況です。さらに、男女平等推進センターも区民に十分に認知されておらず、若い世代を中心に７割以上の区民が知らないという状況です。

地域における男女共同参画の実現に向けて、様々な地域活動における意思決定の場への女性の参画の促進が求められます。そのためには、地域活動の主体となることが多い地域活動団体に対して男女平等意識を啓発するとともに、男女共同参画に関する活動を行う区民や団体との協働や支援を行うことが重要です。さらに、男女共同参画に関する活動の支援にあたっては、男女平等推進センターが中心となることから、男女平等推進センターやその取組みについての周知も必要となります。

◇地域活動への参加状況

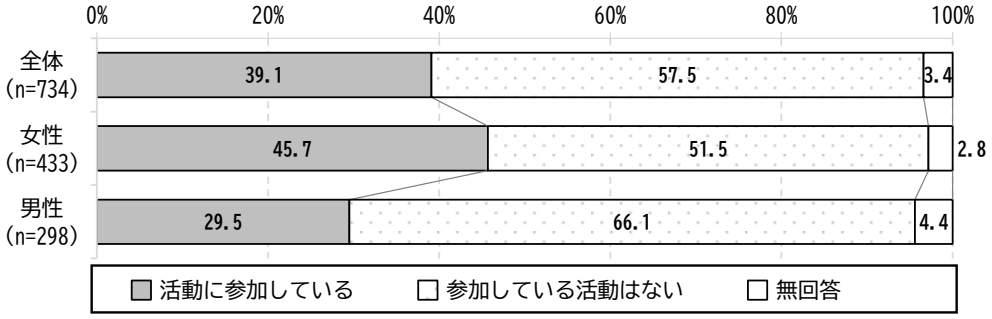

資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和２年）より

◇ＰＴＡ会長に占める女性の割合

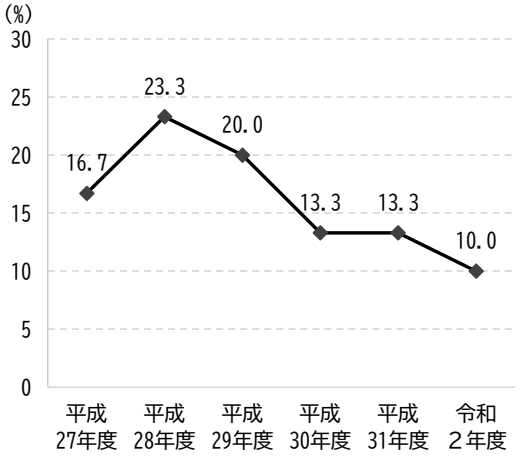

資料：豊島区男女平等推進センター調べ

◇町会長に占める女性の割合

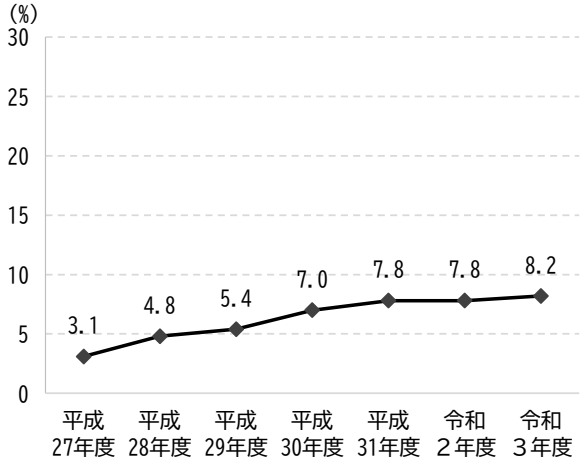

資料：豊島区男女平等推進センター調べ

◇男女平等推進センターの認知度

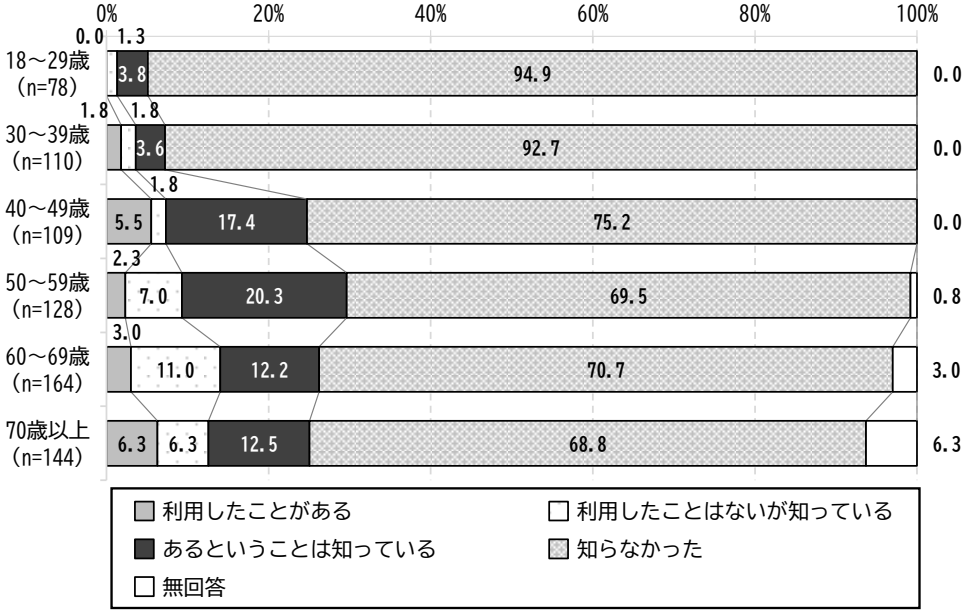

資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和２年）より

施策の方向の考え方

- 町会・自治会や防災をはじめとする様々な地域活動分野において、多様な視点がバランスよく反映されるように、男性に対して活動への参加を促すとともに、女性リーダーを増やすためにジェンダー平等意識の向上に努めます。
- 区民や団体が企画提案の主体となる事業の拡大や交流を推進するなど、男女平等推進センターの機能を充実するとともに、男女共同参画の拠点施設としての認知度の向上を図ります。

指 標

評価指標名	データの根拠	現状値 令和3年（2021年）度 4月1日時点	計画目標 令和8年（2026年）度
町会の会長に占める女性の割合【%】	区民活動推進課調べ	8.2%	20%

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年（2020年）度	計画目標 令和8年（2026年）度
「地域活動の場で男女平等になっている」と思う区民の割合【%】	男女共同参画社会に関する住民意識調査	21.8%	30%

施策 ㉒ 地域生活・地域活動における男女共同参画の推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
59	自治組織・地域活動団体への支援	住民自治組織や地域活動団体への支援を通じて、区民活動の活性化を図ります。また、男性の地域参加を推進するとともに、地域活動における女性リーダーの増加を目指します。	男女平等推進センター 区民活動推進課	

施策 ㉓ 自主的な活動への支援とネットワーク化の推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
60	インターネット等を活用した情報提供の充実	男女平等や男女共同参画に関する情報を区の広報・ホームページやメールマガジンを活用して、広く情報提供を行っていきます。	男女平等推進センター	
61	男女平等推進センターにおける交流コーナーの充実	区民の自主的な学習・交流を行えるコーナーを提供し、充実していきます。	男女平等推進センター	
62	男女共同参画に関する活動をする自主的な団体に対する支援	男女共同参画社会の実現に向けて活動している団体等に活動場所の提供などの支援を行い、その活動の活性化と交流の促進を図ります。	男女平等推進センター	★
63	区民企画事業の推進	男女平等や男女共同参画社会の実現に関わる活動・学習をしている区民、団体が企画する各種講座、後援・共催事業を協働で実施し、区民の学習の機会の充実とグループの育成を目指します。	男女平等推進センター 学習・スポーツ課 庶務課	
64	学習グループ・大学等と連携した男女共同参画事業の実施	学習の拠点施設として、男女共同参画社会の実現に関わる学習をしているグループに対し、グループ間の交流の場の提供や学習機会を提供・支援するコーディネーター機能の充実を図ります。また、区内の大学等と連携し、大学を拠点に活動する団体との共催事業を推進します。	男女平等推進センター	

プランの積極的な推進

現状と課題

男女共同参画の施策は、保健、福祉、労働、教育、防災など幅広い分野にわたります。その施策を総合的かつ効果的に展開するためには、全庁的な取組みを推進することが重要です。そのため、それぞれの施策において、男女共同参画の視点を取り入れた取組みをより一層図れるよう「区職員の意識の醸成」と「プラン履行に係る体制の強化」を両輪で推進していくことが求められます。さらに、プランの推進にあたっては区民や事業者、ＮＰＯ等に対する広報・啓発の充実を図るとともに、協働・連携する体制づくりも求められます。

施策の方向の考え方

- 男女平等推進センターは、区の男女共同参画を推進する上で中心となる施設です。男女共同参画社会の実現に向け、情報収集や発信、調査、研究など男女平等推進センターの機能を強化します。
- 区職員に対して情報提供や研修の実施、意識啓発などを進めます。
- 区民や事業者、団体等と連携・協働して豊島区の男女共同参画を推進するよう、取組みを進めます。

指標

評価指標名	データの根拠	現状値 令和元年（2019年）度	計画目標 令和8年（2026年）度
男女共同参画推進プラン実施状況調査において事業の取組み状況が高評価の割合【%】	男女共同参画推進プラン実施状況調査	93.4%	100%

施策 ㉔ エポック10機能の充実

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
60	インターネット等を活用した情報提供の充実(再掲)	男女平等や男女共同参画に関する情報を区の広報・ホームページやメールマガジンを活用して、広く情報提供を行っていきます。	男女平等推進センター	
65	男女平等や男女共同参画に関する区民意識調査の実施	区民への意識啓発の観点も含め、男女共同参画推進行動計画策定時に男女平等や男女共同参画に関する区民意識調査を実施・分析し、公表していきます。	男女平等推進センター	
66	男女平等推進センターにおける資料収集及び情報提供	男女平等や男女共同参画社会の実現に関する資料や情報を収集し、提供します。	男女平等推進センター	
67	男女共同参画拠点施設としての男女平等推進センターの充実	広範・多岐にわたる男女共同参画施策を総合的に推進するために、各所管課が行っている計画事業の進捗状況のチェックや総合調整を行う機能を持った専管組織の一層の充実に努めていきます。	男女平等推進センター	★
68	「苦情処理」の充実	区民が申し出た苦情・救済について中立的な立場から苦情処理委員が調査・検討し、勧告及び意見表明を行います。この「苦情処理制度」について、広く区民に積極的な周知を図るとともに、行った勧告・意見表明の内容を公表し、推進します。	男女平等推進センター	
69	運営委員会との協働の推進	区民・登録団体代表による運営委員会を開催し、男女平等推進センターの運営に区民、利用者の意見・要望を反映させるとともに協働を進め、事業の充実を図ります。	男女平等推進センター	

施策 ㉕ 男女共同参画についての行政職員・教職員の意識形成の促進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
70	男女共同参画に関する職員等の意識・実態調査の実施	区職員の意識・実態調査を行い、意識啓発の観点も含めてあらゆる施策に男女共同参画の視点が導入されるよう働きかけます。	男女平等推進センター	
71	職層別の男女平等研修の実施	男女平等の職場づくりとあらゆる施策が男女共同参画の視点を持って企画・立案・実施されるよう、全職員を対象に職層別に男女平等研修を定期的に実施します。	人材育成担当課長	
72	職員への男女共同参画に関する積極的な情報提供・意識啓発	あらゆる施策が男女共同参画の視点を持って企画・立案・実施されるよう、庁内への情報提供・意識啓発を継続的に実施します。また、職場内の慣習などを見直し、男女平等の職場づくりを推進します。	人材育成担当課長 男女平等推進センター	

コラム

エポック１０（豊島区男女平等推進センター）の由来とは

エポック１０とは英語で「Epoch 10」と表記し、「Epoch」は Equal Participation of Community Habitants の略で「地域住民の平等参加」を意味します。

男女共同参画推進の拠点としての精神を表現する「Epoch」という英単語の持つ意味から、新しい時代を創り出す拠点という願いが込められています。

「10」は、十人十色の 10 が、一人ひとりがその人らしく暮らせる社会づくりを目指す男女共同参画の理念にふさわしいため使用しています。

エポック１０は令和４年度に創設 30 周年を迎えます。

第3章

プランの推進

1 プランの推進体制

本プランは、男女共同参画に関する施策を総合的に体系化したものであり、人権、教育、健康、福祉など施策内容が多岐にわたっており、様々な主体との連携が不可欠になります。そのため、区民や団体、事業者、関係各課などと連携し、区全体として施策を推進し、将来像の実現を目指していきます。

■プランの推進体制

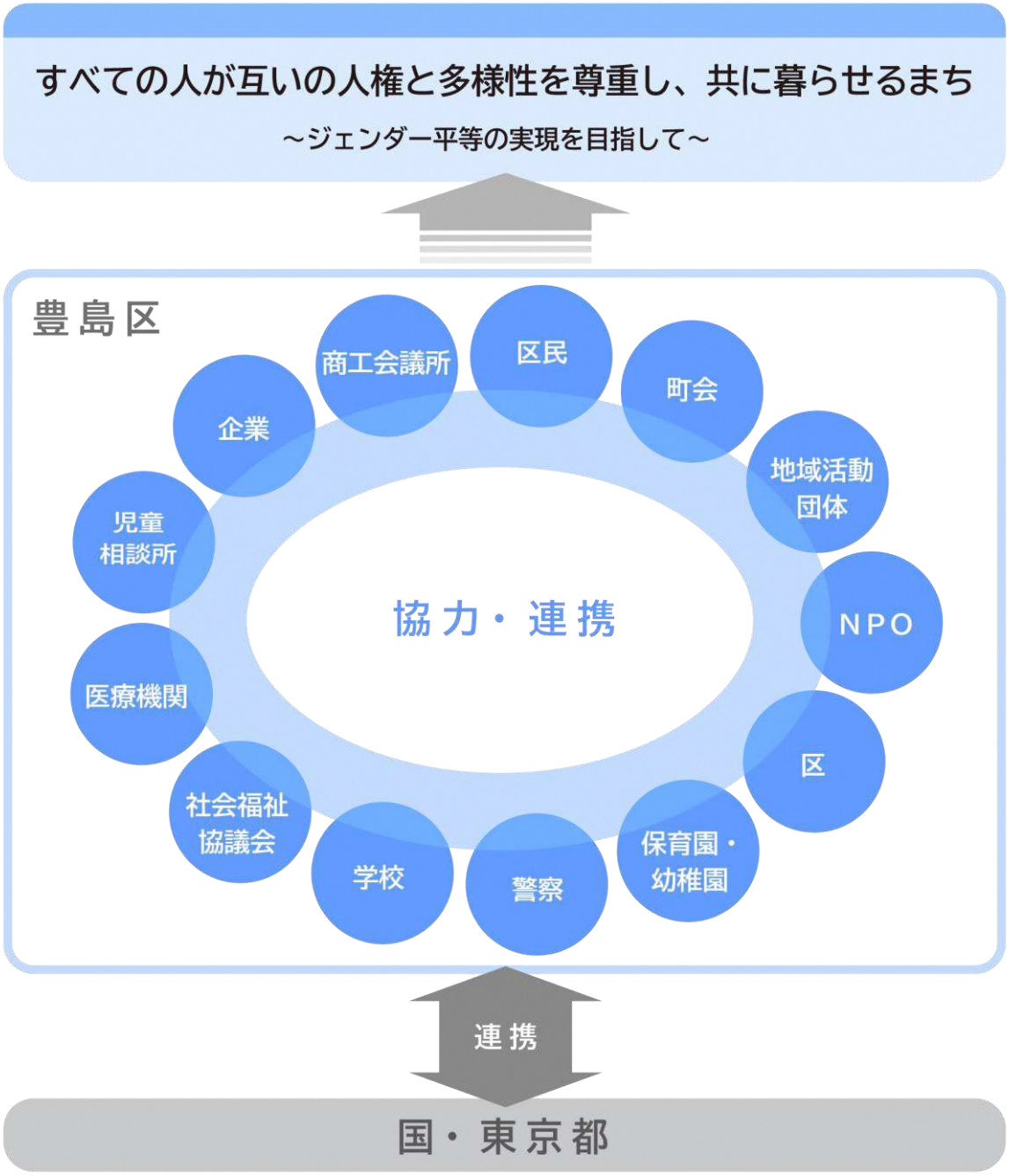

2 プランの評価・進捗管理

プランにおける年度ごとの取組み状況の確認・評価については、事業を実施している担当課において事業の内容を評価する実施状況調査を行い、結果の取りまとめを男女共同参画推進会議及び男女共同参画推進委員会（区の内部会議）に提出します。そこでの検討を踏まえ、評価結果を次年度の事業改善につなげていきます。

また、施策の方向ごとに設定された計 19 の数値目標についても、毎年度確認して進捗状況や成果を把握し、５年後のプランの見直しにつなげます。

本プランが実効性のあるものとなるように、計画、実行、評価、改善・見直しの４段階を繰り返すＰＤＣＡサイクルによる継続的な改善を図っていきます。

■年度ごとの事業推進のイメージ

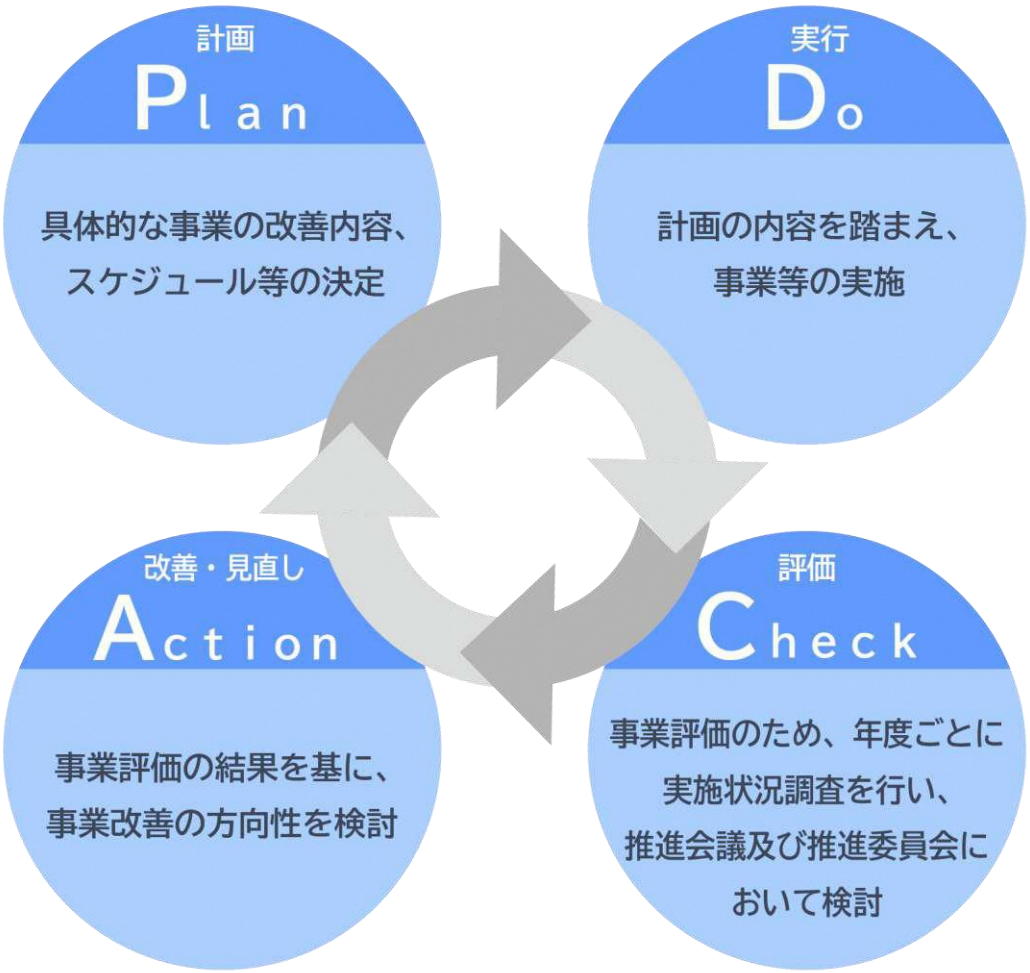

参考資料

1 用語解説

本プランで掲載されている用語の解説を五十音順に示します。それぞれの用語に初出ページを記載しています。

【あ行】

●アウティング……(p7)

他人の性自認・性的指向を、本人の了承を得ずに第三者に暴露すること。

●SNS(エスエヌエス)……(p35)

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、スマートフォンやパソコンを使って人間関係を築き、深めることができるインターネット上のサービスのこと。代表的なアプリケーションには、LINE(ライン)やFacebook(フェイスブック)、Twitter(ツイッター)、Instagram(インスタグラム)などがある。

●エンパワーメント……(p20)

社会的に不利な状況に置かれた人々のハンディキャップやマイナス面に着目して援助するのではなく、当事者が本来持っている長所・力・強さに着目して援助することで、当事者自身が自らの能力や長所に気づき、自信を得ることで、自ら主体的に取り組めるようになることを目指す理念のこと。

【か行】

●キャリアデザイン……(p52)

将来、就きたい職業やなりたい自分を構想し、その実現に向けて職業人生を設計すること。

●苦情処理制度……(p29)

性別による差別等人権侵害に係る相談や苦情・救済の申出に対応するための制度で、「豊島区男女共同参画推進条例」に基づいて、区長が委嘱した専門家による苦情処理委員を設置している。

【さ行】

●性別役割分担意識 ……（p2）

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。

●ジェンダー ……（p4）

生物学的性別や性差を意味するセックスに対して、社会的・文化的に形成された性別や性差を意味する言葉。

●持続可能な開発のための 2030 アジェンダ……（p3）

「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）を中核とし、序文、政治宣言、持続可能な開発目標、実施手段、フォローアップ・レビューで構成され、平成 27 年（2015 年）９月にニューヨーク・国連本部開催の国連サミットで採択された、平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際社会共通の目標のこと。ここでのアジェンダとは、これから目標達成に向かって取り組むための議題のようなニュアンスを意味する。

●性自認 ……（p2）

自分自身の性別を、自分でどのように認識しているかということ。「心の性」と言い換えられることもある。

●性的指向 ……（p2）

恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか、又は向かないかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。

●性の商品化 ……（p37）

主に女性の性をその人格から切り離し、「物・商品」として扱うこと。売買春からポルノ、セックスアピールを利用した広告など広い意味で用いる。男性が性的魅力のみで女性の価値を評価したり、女性を男性の従属物としてみなす意識がつくられがちで、女性への暴力を生みだす土壌になっている。

●セクシュアル・ハラスメント……（p7）

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に相手の意思に反して行われる、身体への不執拗な接触、性的な会話や掲示などの性的な言動のこと。

【た行】

●男女共同参画社会 ……（p2）

　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと。

●デートDV ……（p26）

恋人同士など、親密な関係にある若者間の暴力のこと。親密な関係になるにつれて、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力が起こりやすい。

●テレワーク ……（p40）

情報通信技術などを活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。

●豊島区パートナーシップ制度 ……（p2）

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力しあうことを約束した、一方又は双方が多様な性自認・性的指向の二人に対し、パートナーシップ届を受理したことを証明するためのパートナーシップ届受理証明書を交付する豊島区の制度。

●ドメスティック・バイオレンス（DV） ……（p2）

配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のことで、力によって相手を支配し従属的な状況に追い込む行為。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの精神的暴力、交友関係の監視・制限などの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、避妊に協力しない、性的行為を強要する性的暴力などがある。

【は行】

●配偶者暴力防止法 ……（p6）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律のこと。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力防止と被害者の保護を目的として、平成13年（2001年）に制定された。平成16年（2004年）、19年（2007年）、25年（2013年）、令和元年（2019年）に改正されている。被害者の保護に関しては、医師等には通報及び必要な情報提供を行うよう、また通報を受けた警察官には必要な措置を講ずるよう努力義務を課している。被害者の申し立てにより裁判所は、加害者に接近禁止や住居からの退去、電話等を禁止するなどの保護命令を出すことができ、加害者が命令に違反した場合は懲役または罰金に処せられる。「配偶者」には、事実婚、元配偶者、同居する交際相手も含まれる。「暴力」には、身体的暴力だけでなく、心身に有害な影響を及ぼす言動も含む。令和元年の改正では、連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明文化された。

●パワー・ハラスメント ……（p7）

同じ職場で働く人に対し、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えることや職場環境を悪化させること。

●フレックスタイム ……（p40）

労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めて働くことができる制度のこと。

●包括的性教育 ……（p30）

性に関する知識だけではなく、ジェンダー平等や多様性、人権を含む教育のこと。

●ポジティブ・アクション ……（p8）

積極的改善措置。社会的・構造的な差別によって、不利益を受けている人たち（女性・少数民族・障害者など）に対し、実質的な機会均等を確保するための措置のこと。

【ま行】

●マタニティ・ハラスメント ……（p7）

働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めなどの不利益な取扱いをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的ないやがらせのこと。

●メディア・リテラシー ……（p37）

メディアが伝える様々な情報を主体的に取捨選択し、客観的に活用する能力のこと。また、メディアを適切に選択し発信する能力のこと。

【ら行】

●ライフステージ……（p2）

人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などの成長過程や、就職・結婚・子育て・退職など節目となる出来事に応じて区分した各段階のこと。

●リプロダクティブ・ヘルス／ライツ……（p30）

リプロダクティブ・ヘルスとは、女性が生涯にわたって身体的・精神的・社会的に良好な状態であること。リプロダクティブ・ライツとは、女性がいつ何人子どもを産むか産まないかを自由に選ぶ権利、安全で満足のいく性生活をおくる権利、安全な妊娠・出産の権利、子どもが健康に産まれ育つ権利のこと。

●労働力率 ……（p40）

就業者と完全失業者の合計が 15 歳以上の人口に占める割合のこと。

●ロールモデル……（p50）

具体的な行動や考えを学習・模倣する対象となる人物のこと。

【わ行】

●ワーク・ライフ・バランス ……（p2）

老若男女誰もが、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。これは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会をつくる基盤として重要とされている。

②男女共同参画推進会議委員名簿
③プラン策定にあたって開催した会議の開催経過
④豊島区男女共同参画推進条例
⑤男女共同参画社会基本法
⑥配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
⑦女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

8 男女共同参画のあゆみ年表

西暦（和暦）		世界の動き	日本の動き	東京都の動き	豊島区の動き
1975年（昭和50年）		・国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議を開催 ・「世界行動計画」を採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部に参与を設置 ・婦人問題企画推進本部会議を開催 ・総理府に「婦人問題担当室」発足 ・「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母の育児休業に関する法」成立［1976.4.1　施行］	・国際婦人年婦人のつどいを開催	
国連婦人の十年　一九七六年～一九八五年	1976年（昭和51年）		・「民法の一部を改正する法律」改正（離婚復氏制度）［1976.5.21施行］	・都民生活局婦人計画課設置	
	1977年（昭和52年）		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館	・「東京都婦人相談センター」発足	
	1978年（昭和53年）			・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	・豊島区婦人関係行政推進委員会設置（総務部総務課）
	1979年（昭和54年）	・国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択		・「東京都婦人情報センター」発足	
	1980年（昭和55年）	・「国連婦人の十年」～平等、発展、平和中間年世界会議（コペンハーゲン）「国連婦人の十年後期行動プログラム」を採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・婦人問題企画推進本部が国連婦人の十年中間年全国会議を開催		
	1981年（昭和56年）	・「女子差別撤廃条約」発行	・「国内行動計画後期重点目標」策定		・「豊島区基本構想」策定
	1982年（昭和57年）				・総務課婦人問題主査設置 ・「豊島区基本計画」策定［1982～1992年度］
	1983年（昭和58年）			・「婦人問題解決のための新東京都行動計画-男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定	・区政モニターアンケート調査実施「婦人問題について」
	1984年（昭和59年）	・国連婦人の十年～平等、発展、平和の成果を検討し、評価するための世界会議のため	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」改正 ・（父母両系血統主義		・「豊島区婦人の意識と生活実態調査」発表 ・「婦人問題意識アンケート」実施

西暦（和暦）		世界の動き	日本の動き	東京都の動き	豊島区の動き
		のエスキャップ地域政府間準備会議（東京）を開催	採用）[1985.11.1　施行]		
	1985年（昭和60年）	・国連婦人の十年～平等、発展、平和ナイロビ世界会議（西暦2000年にむけての）を開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択	・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」成立[1986.4.1施行] ・「女子差別撤廃条約」批准、発行	・国連婦人の十年都民会議を開催	・豊島区婦人児童部婦人青少年課婦人係設置 ・豊島区婦人問題懇話会設置

西暦（和暦）	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	豊島区の動き
1986年（昭和61年）		・婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充 ・婦人問題企画推進有識者会議を開催 ・「国民年金法等の一部を改正する法律」改正（×××○×××○）[1986.4.18　施行]		
1987年（昭和62年）		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ・婦人問題企画推進本部参与拡充 ・「労働基準法の一部を改正する法律」改正[1988.4.1　施行]		・豊島区婦人問題懇話会から「婦人問題解決に向けての３つの柱にもとづく90提言」報告
1988年（昭和63年）				・豊島区婦人行動計画策定委員会設置 ・「男女共同社会をめざして～としま150プラン～豊島区婦人行動計画」策定[1989～1998年度]
1989年（昭和64年/平成元年）		・学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等）		・豊島区婦人行動計画推進委員会設置 ・としま150プラン区民会議設置
1990年（平成２年）	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第１回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択			・職員の男女平等意識に関する調査の実施

西暦 （和暦）	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	豊島区の動き
1991年 （平成３年）		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第１次改訂 ・「育児休業等に関する法律」成立［1992.4.1施行］	・「女性問題解決のための東京都行動計画-21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定	・第２期としま 150 プラン区民会議設置 ・としま女性センター（仮称）工事着工 ・としま女性センター※愛称・シンボルマーク決定
1992年 （平成４年）		・我が国初婦人問題担当大臣誕生	・財団法人　東京女性財団設立	・啓発誌「えぽっくめいかー」発刊 ・「豊島区立男女平等センター条例」施行 ・「豊島区児童女性部女性青少年課」へ名称変更 ・豊島区女性史「風の交叉点」第１集発行 ・「豊島区立男女平等推進センター」開設 ・豊島区男女平等推進センター運営委員会設置
1993年 （平成５年）		・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」成立［1993.12.1施行］		・「豊島区女性の生活実態・意識調査」報告書発行 ・豊島区女性史「風の交叉点」第２集発行 ・第３期としま 150 プラン区民会議設置
1994年 （平成６年）	・「開発と女性」に関する第２次アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ） ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」を採択	・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・婦人問題企画推進本部を廃止し、男女共同参画推進本部 設置		・豊島区女性史「風の交叉点」第３集発行 ・女性問題啓発資料「男が語る～家族・家庭」発行
1995年 （平成７年）	・第４回国連世界女性会議を開催 ・「北京宣言及び行動綱領」を採択	・ILO156号条約批准 ・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）［1999.4.1　施行］	・東京ウィメンズプラザ開設	・第４期としま 150 プラン区民会議設置
1996年 （平成８年）		・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画推進連携会議」（えがりてネットワーク）発足 ・国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」策定		・豊島区女性史「風の交叉点」第４集発行
1997年 （平成９年）		・男女共同参画審議会設置（法律） ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」成立［1999.4.1施行］ ・「介護保険法」成立［2000.4.1　施行］		・第５期としま 150 プラン区民会議設置

西暦 （和暦）	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	豊島区の動き
1998 年 （平成 10 年）		・男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法～男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり～」答申	・男女平等推進のための東京都行動計画　男女が平等に参画するまち東京プラン策定	・豊島区男女共同参画推進懇話会設置 ・男女平等社会に関する住民意識調査の実施
1999 年 （平成 11 年）	・ESCAP ハイレベル政府間会議（バンコク）	・「男女共同参画社会基本法」成立［1999.6.23 施行］ ・「食料・農業・農村基本法」成立（女性の参画の促進を規定）成立［1999.7.16　施行］ ・男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」成立［1999.11.1　施行］		・男女共同参画推進行動計画（仮称）策定委員会設置
2000 年 （平成 12 年）	・国連特別総会女性 2000 年会議を開催 ・「ミレニアム開発目標」を採択	・男女共同参画審議会から「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方・21 世紀の最重要課題」答申 ・「児童虐待の防止等に関する法律」成立［2000.11.20　施行］ ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立［2000.11.24　施行］ ・男女共同参画基本計画策定	・東京都男女平等参画基本条例制定	・豊島区男女共同参画推進懇話会から「21 世紀への提言・男女共同参画社会をめざして～豊島区男女共同参画推進懇話会提言～」報告 ・豊島区男女共同参画白書「豊島区における男女共同参画の現況」発行 ・総務部男女共同参画推進課設置
2001 年 （平成 13 年）		・両立支援の方針決定 ・内閣府に男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立［2001.10.13　施行］ ・男女共同参画会議設置		・「としま男女共同参画推進プラン～豊島区男女共同参画推進行動計画～」策定［2001～2010 年度］ ・豊島区男女共同参画推進会議設置
2002 年 （平成 14 年）			・男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス＆サポート東京プラン 2002」策定 ・ＤＶ支援センター業務開始	・豊島区男女共同参画都市宣言

西暦 （和暦）	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	豊島区の動き
2003年 （平成15年）		・「次世代育成支援対策推進法」成立［2003.7.16　施行］ ・「少子化社会対策基本法」成立［2003.9.1　施行］ ・女性のチャレンジ支援策の推進 ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立［2004.7.16　施行］	・（男女平等推進基金廃止）	・豊島区基本構想策定 ・豊島区男女共同参画推進条例制定
2004年 （平成16年）	・ESCAP ハイレベル政府間会合（バンコク） ・「バンコク・コミュニケ」を採択	・「配偶者暴力防止法」改正並びに同法にもとづく基本方針策定 ・「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正［2005.4.1　施行］ ・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」改正［2004.7.8施行］ ・「人身取引対策行動計画」策定		
2005年 （平成17年）	・第49回国連婦人の地位委員会（通称「北京＋10」）を開催	・「第２次男女共同参画基本計画」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		・男女平等推進センター勤労福祉会館へ移転 ・住民意識・職員意識調査の実施
2006年 （平成18年）	・第１回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）を開催	・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」改正［2007.4.1施行］ ・東京都男女共同参画担当大臣会合	・「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」答申 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	・「豊島区基本計画」策定［2006～2015年度］
2007年 （平成19年）		・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正［2008.4.1施行］ ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正［2008.1.11　施行］	・「男女平等参画のための東京都行動計画」改定	・「としま男女共同参画推進プラン」改定［2007～2011年度］

西暦 （和暦）	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	豊島区の動き
2008年 （平成20年）		・「女性の参画加速プログラム」策定 ・「次世代育成支援対策支援法」改正［2009.4.1施行］ ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定		
2009年 （平成21年）	・ESCAP ハイレベル政府間会合（バンコク） ・「バンコク宣言」を採択	・「育児・介護休業法」改正［2010.6.30　施行］ ・「人身取引策定行動計画2009」策定	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	・住民意識調査・職員意識調査・教員意識調査の実施 ・豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度開始
2010年 （平成22年）	・第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）記念会合（ニューヨーク）「宣言採択」 ・UN Women創設（国連・ジェンダー関連既存４組織の統合） ・APEC 第15回WLN（女性リーダーズネットワークを開催（日本）	・「第３次男女共同参画基本計画」策定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定		
2011年 （平成23年）	・APEC 女性と経済サミット（サンフランシスコ）	・東日本震災復興基本法策定（基本理念に「女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」が明記された）		・「女性の視点による防災・復興対策検討委員会」設置
2012年 （平成24年）	・第56回国連婦人の地位委員会を開催 ・「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・内閣府に女性活力・子育て支援担当大臣を設置 ・「子ども・子育て支援法」成立［2013.4.1　施行］ ・「育児・介護休業法」全面施行［2013.4.1　施行］	・「男女平等参画のための東京都行動計画」改定 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	・「としま男女共同参画推進プラン（第３次豊島区男女共同参画推進行動計画及び豊島区配偶者等暴力防止基本計画）」策定［2012～2016年度］

西暦 （和暦）	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	豊島区の動き
2013年 （平成25年）		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正［2014.1.3　施行］ ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な方針」改定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正［2013.10.3　施行］ ・「男女雇用機会均等法」改正［2014.7.1　施行］ ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立［2016.4.1　施行］		・「虐待と暴力のないまちづくり宣言」を採択 ・配偶者暴力相談支援センター設置
2014年 （平成26年）	・第58回国連婦人の地位委員会を開催 ・「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案を採択 ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!）を開催（東京） ・アジア太平洋経済協力（APEC）　女性と経済フォーラム（北京）を開催	・「男女雇用機会均等法」改正 ・内閣府に女性活躍担当大臣を設置 ・「雇用保険法の一部を改正する法律」、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」改正［2015.4.1　施行］ ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正［2015.4.1　施行］ ・「児童買春・ポルノ禁止法」改正［2014.7.15施行］ ・「人身取引対策行動計画2014」策定	・「東京都女性活躍推進会議」設置	・としまＦ１会議を開催 ・日本創成会議が都区部で唯一「消滅可能性都市」に認定
2015年 （平成27年）	・国連サミットで「SDGｓ（持続可能な開発目標）」を採択 ・第59回国連婦人の地位委員会（通称「北京＋20」）を開催 ・アジア太平洋経済協力（APEC）　女性と経済フォーラム（マニラ）を開催 ・UN Women日本事務所開設	・「第４次男女共同参画基本計画」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」成立［2016.4.1　施行］ ・「事業主行動計画策定指針」策定 ・輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会行動宣言賛同者ミーティングを開催		・住民意識調査・職員意識調査・教員意識調査・配偶者等による暴力相談実態調査・ＤＶ被害者に対する対応状況アンケートの実施 ・豊島区民ワークショップ（男女共同参画わいわいトーク）実施
2016年 （平成28年）	・伊勢志摩サミットを開催（女性の活躍推進を力強く発信）		・「東京都女性活躍推進白書」策定	・「豊島区基本計画」策定［2016～2025年度］

西暦 （和暦）	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	豊島区の動き
2017 年 （平成 29 年）		・「育児休業、介護休業等 育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正［2017.1.1　施行］ ・「性犯罪に関する改正刑法」成立［2017.7.13 施行］	・「東京都男女平等参画推進総合計画」策定	
2018 年 （平成 30 年）		・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立［2019.4　順次施行］ ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」制定	・「多様な性自認・性的指向対応指針」策定 ・「審議会における女性委員の比率向上計画」策定［2018～2021 年度］
2019 年 （平成 31 年 /令和元年）	・W20 日本を開催（第 5 回 WAW!と同時開催）	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」改正［2020.4.1　施行］ ・「配偶者暴力防止法」改正［2020.4.1　施行］	・「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」制定 ・「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定	・ＷＬＢ区内意識調査 ・「豊島区男女共同参画推進条例」改正 ・パートナーシップ制度開始 ・（参考）区議会が「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」を国へ提出
2020 年 （令和２年）		・「第５次男女共同参画基本計画」策定 ・「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」改正による職場におけるハラスメント対策強化		・「ＳＤＧｓ未来都市」・「自治体ＳＤＧｓモデル事業」に選定 ・住民意識・職員意識調査の実施
2021 年 （令和３年）		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」改正［2021.6.16　施行］		・（参考）区議会が「女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書」を国へ提出

虐待と暴力のないまちづくり宣言

わたしたちは
すべての人が、大切な人との関係において
心からのやすらぎを得られるように
ここに「虐待と暴力のないまちづくり」を進めることを宣言します

子どもへの虐待、夫婦や恋人同士の間で起きる暴力、
高齢者・障害者への虐待は、
被害者の人権を著しく侵害し
心身に回復困難な傷をもたらします
暴力はいかなる理由があっても、決して許されるものではありません

子どもたちが
生まれて初めて知る家庭という小さな社会の中で
身近な大人から暴力を学ぶことのないよう
わたしたちは、家庭から、地域から
あらゆる暴力を根絶していきます

親密な間柄で起きる暴力や虐待に終止符を打つため
無関心という一番の暴力を捨て
区民一人ひとりができることを考え
セーフコミュニティ国際認証都市として
ともに安全・安心なまちづくりのために
取り組んでいきましょう

平成 25 年２月 15 日

豊　島　区